

# 刑政

刑務協會發行

第 五 號 第 六 拾 卷

呼

人

法學士 雅清 茂樹 著

刑政

卷六拾第

布製本 送料拾貳圓

# 刑 政 前 月 號 目 次

陽春に際して.....	卷 頭 言
フエリの豫防と抑壓論.....	本會囑託 垂水克巳
監獄教育論.....	辯護士 大澤眞吉
倫理學上より見たる犯罰及び刑罰の意義.....	文學士 佐々木英夫
遺棄せられたる少年矯正に就いて.....	藤井五一郎
指紋に關する研究.....	藤井藤藏
海外視察談.....	小原直
受刑者教化用書籍取扱に就いて.....	巢鴨教誨師 小笠原覺雄
受刑者の賞罰に就いて.....	教誨師 吉田教靈
受刑者に印せし活動寫眞の反響.....	日比谷散人
近時漫言.....	
第五十二回亞米利加刑務協會總會に於ける日程.....	
行刑統計.....	
叔任——訓令——彙報——會報	

## 刑 政 第 參 拾 六 卷 第 五 號 目 次

獨居拘禁の目的.....	正木亮(二)
監獄教育論.....	輔成會囑託 辯護士 大澤眞吉(八)
刑事裁判と行刑の可能性.....	豊多摩刑務所長 寺崎勝治(四)
指紋法に就いて.....	文學士 藤井藤藏(三)
藝術及び文學に表はれた犯罪者.....	文學士 本田喜代治(三)
刑務所建築と色の心理.....	佐賀刑務所長 小橋川昭慶(三)
交換教誨.....	教誨師 苅屋老龜(九)
英國の刑務所に於ける醫務補遺.....	司法省衛生官 芥川信(四)
心猿意馬制御の一良法.....	教誨師 藤木法林(五)
藤木氏の懲罰法改良論に就いて.....	村田晚峰(五)
英國今日の監獄制度.....	戸田要作(五)
行刑統計.....	(五)
常識の泉——叔任——勅令通譯——彙報——會報	(六)



# 獨居拘禁の目的

正木 亮

(一)

自由刑執行の目的が改善にあることは既に十六世紀以來の歴史に於て明かなるところである。十七世紀の初めに於てオランダに用ゐられたる自由刑執行の格言は此の目的を明かにするに充分であつた。即ち「怖る勿れ。余は汝に服讐するものに非ず、反て汝を善導するものなり。余の手や嚴格なりと雖も余の心や親切なり」との格言はオランダが自由刑執行の目的は改善にありとの思想を明示したるものであつた。十八世紀の中葉に於てジョン、ハワードの用ゐたる格言「人々を精勵ならしめよ、然らば彼等は正直とならん」との一語も亦明に改善を目的として自由刑の執行に當るべきことを表示したることを知ることが出来る。爾來如何にすれば犯罪者を改善して社會より犯罪による脅威を防衛するところを出來るやの研究は各種の犯罪學者によつて積まれ、從つて犯罪者を收容すべき場所に關する制度は常に一定するところを知らなかつたのである。即ち或は雜居拘禁は、或は獨居拘禁は、更に之等を綜合したる拘禁方法行はるるが如く、又國によりては、今日も尙獨居拘禁又は雜居拘禁の一方法のみによれるものなきに非ずと雖も、近世各國の殆ど一致して採用せる累進制度に至つては從來經過し來りたる上述の諸種の拘禁方法を採用して居る。而して其の拘禁の順序は獨居拘禁を第一とし、次に夜間獨居及び晝間雜居の所謂綜合制を第二とし、更に晝夜雜居に移る方式をとつて居る。

右の中第一位にある獨居拘禁と、然らざる他の拘禁方法との目的には果して差異あるや否やは累進制の目的を説く上

に於て重大なる關係あるに拘はらず、從來常に其の見解を異にして居る。即ち累進制度の目的が全然改善にありと説く者はその拘禁方法の如何に拘はらずその目的は一なりとの主張をなし、累進制度の目的が刑罰の威力を示すことと改善の二つにありとの説を爲す者は獨居拘禁と雜居拘禁との間には其の目的に大なる差異あることを主張して居る、即ち前者は獨居拘禁及び雜居拘禁共に受刑者の改善を目的とするものであるとの説にして、後者は獨居拘禁は威嚇を目的とし雜居拘禁は改善を目的とするものなりとの説である。而して現今行はるる累進制度の目的に關する解釋の通説は即ち後者である、されど余は決して此の通説に従ふものでない。何となれば余は獨居拘禁と雜居拘禁の目的の異なるところは單に執行の方法に差異あるのみにして窮極の目的は同一點に歸着し、而もその目的の實行の上にて二者併用を最も利便と考へて生れ出でたる制度が即ち累進制度なることを信するが故である。

惟ふに自由刑の執行は死刑の執行の如く犯罪者を「無」にするものではなく、將來再び社會に於て自由生活をなさしむるものなる以上吾々は常に彼等の再犯を豫想せねばならぬ。而して刑罰執行官は犯罪者の將來の善化を以て目的とすれば足り、敢て刑罰の威力を示すことは執行の本質と相容れざるものである。何となれば自由刑の執行が刑の威力を以て目的とするとは即ちその執行に一般豫防の要素を含むこと論を俟たざるところにして、一般豫防が囚人の改善と相容れざること自由刑の執行が犯罪者の特別豫防に移りたる歴史によりて明にすることが出来るのである。而して此の特別豫防なるものは將に社會復歸の必要上發生したる刑罰作用であつて、此の作用は自由刑の執行が如何なる方法によつて行はるるを問はず必ず、潜在すべきものなること近世の刑事學を肯定する學者の一樣に認むるところである。

果して然らば犯罪者が例令獨居居に拘禁せらるると雖も、それは決して刑罰の威力を示して一般の見せしめをするものに非ざること何人も之を首肯するに難からざるところである。故に余は獨居拘禁も亦犯罪者の改善自體を目的とし多くの學者の謂ふが如く獨居拘禁による痛苦は服讐を目的とするものに非ずして自己脅威換言すれば犯罪に對する悔悟

反省傾向等精神上改善に必要な痛苦と解するものである。  
 クローネは其の著「監獄學教科書」Lehrbuch der Gefängniskunde に於て獨居拘禁の目的を論ずるに當り中世に於ける獨居拘禁の目的は懺悔、後悔等によつて道德的の改善を計るものであり、現今に於ける獨居拘禁の目的は刑罰強制の莊重 Ernst der Strafzwangs と自由の喪失に關し完全に意識せしめること、常習的犯罪傾向を増進するが如き雜居を避くること及び惡を避け善に趣かしむることにありと論じて居る。右主張の中、刑罰強制の莊重とは果して何を意味するものであるかは議論の存するところである。服讐なるや、威嚇なるや將又自己脅威なるやは解釋する者によつて據るところ甚だ區々である。若し夫れ獨居拘禁を以て服讐の意味のものなりと解せんか、近來の如く累進制度の採用せらるる時代にありては獨居拘禁の目的を害することとなるであらう。何となれば累進制度の起りたる頃英吉利政府は此の制度に必要な獨居拘禁の期間を一般的に十ヶ月としたるに拘はらず其の後一八五〇年代に至りて更に之を九ヶ月と定めたる歴史に徴すれば其の理由自ら明になるのである。即ち右謂ふが如くんば惡行の程度に大小の差のあるが如く之に對する反動も亦輕重の差がなければならぬに拘はらず一様に十八ヶ月とし、九ヶ月とするが如きは獨居拘禁の目的を害すること毫も疑を容れざるところである。

又獨居拘禁の目的が威嚇を以て刑罰の服讐的痛苦なることを知らしむるものと主張するならば何故に獨居拘禁中に教誨を受けしめ又は頻繁に健康の診斷を爲さしむるの要があるであらう。殊に獨居せしむることが威嚇的服讐的痛苦の一要素であるならば判決の確定せざる刑事被告人を獨居拘禁に付することを如何なる理由を以て説明せんとするのであるか。或る學者は未決拘留を以て先驅刑なりと主張するものありと雖も如斯説も亦無罪となりたる刑事被告人の獨居拘禁に關する説明には殆ど困難を來さざるを得ない。

茲に於て余は獨居拘禁の目的は服讐又は威嚇の爲めに非ずして犯罪に對する悔悟、反省又は社會の秩序を紊したるこ

とに對する責任觀を自覺せしむる犯罪者の自發的精神改善換言すれば自己脅威を感じしむることにありと信するものである。彼のクエーカー宗の宗徒等が獨居拘禁制度に統一せんと計りたる所以のものは即ち此の趣旨に出でたるものであつて、決して犯罪者を威嚇せんと目的に出でたるものではないのである。クローネの謂ふが如く中世に於ける獨居の趣旨が道德的改善にあるならば博愛主義の普及したる今日獨居を以て服讐又は威嚇なりと論ずることは歴史と社會の思潮に逆行する浮薄なる説といはなければならぬのである。前述せるアムステルダムの格言中「余の手や嚴なり」とは即ち道德的改善の爲めに必要な規律を意味し、クローネの所謂刑罰強制の莊重とは即ち不善に赴かんとする者に加ふる規律の咎である。換言すれば善かれと希ふ親の咎であつて服讐的威嚇的分子の加味せられざるものなること毫も疑の存せざるところである。

## (11)

果して然らば此の道德的改善の爲めにする獨居拘禁の期間は如何なる範圍を以て最も適當とするやに就て考察することは必ずしも無用ではない。今我が監獄法施行規則第二十七條によつて案するに我が現行制度は獨居拘禁は二年を超ゆることを得ざることを原則として居るに反し、伊太利に於ては最短期六月以上最長期を三年として居る。殊に同國に於ける無期徒刑にして死刑に代るべき重刑に處せられたる者には獨居拘禁の七年制を認め埃太利又獨居拘禁の三年を許して居る。一方如斯基長期の獨居拘禁を認むる國あるに反し、匈牙利に於ては三年以上の懲役に處せられたる者に對しては之を一年とし、其の他の者に對しては刑期三分の一を獨居に付することを原則としクロアチアは八週間、ボスニア、デナムマークは三ヶ月スペインは重罪の場合に七ヶ月乃至十二ヶ月輕罪の場合は四ヶ月乃至七ヶ月を原則とするが如き極めて短期間の執行に止むるものありて其の據るところ甚だ一定せざるものがある。之に反し一九一九年獨逸刑法草案第五

獨居拘禁の目的

十一條は最短期間を少くも三ヶ月と定めて最長期を規定して居らない。然るも、この十一條は、諸國の定むるが如く最短期又は最長期を限定することに賛同せざるものである。何となれば受刑者の心的改善は決して一定の期間を以て律すべきに非ず、例へば極めて兇惡なる慣習犯人に至りては其の精神的墮落の程度は偶發的初犯者の夫れに比して到底較ぶべくもないのである。従つて其の改善の點に至つても一方は多くの日子を要し他方は短日月を以て足るに拘はらず、之を一定期間を以て律せんとするが如きは竟に處遇上の形式に囚はれ内容を破壊するの誘りを免れないのである。

總て特別豫防説を奉じて受刑者を處遇せんとする今日の行刑政策に於ては受刑者の分類に着眼し刑務所を以て犯罪學校に變ずるの虞れなからしむると同時に受刑者の個性に重きを置きその個性に應じたる改善手段を用ひんとする努力を爲せるに拘はらず、前記諸國の如く獨居拘禁期を一定し以て精神的改善を計らんとするが如きは形式に囚はれたものと謂はずして果して何であらうか。若しリスト教授をして其の期間を定めしむるならば恐らく教授の主張する犯罪原因の八分類に基きその個々に期間を定めること必定であらう。

さり乍ら茲に注意すべき事項を忘れてはならない。それは十八世紀の流れに於て諸國が競つて獨居拘禁を採用するに當り監獄改良論者なるエリザベスフライ女史が獨居拘禁の人の天性に反するものとして之に反對したる以來最近に至りてはペール及びゴールドシュミット等の反對理由とする長期獨居拘禁が及ぼす保健上の影響の點である。吾々が自由刑の執行をなすに當り其の目的が受刑者の改善にありて服讐の觀念を維持するものに非ざる以上、受刑者の生命及び身體は成るべく之を現状の儘に維持すべきことは勿論であるが故に、徒に精神的改善の目的を達せんことに努めて長期間の獨居拘禁を實行し、爲めに其の身體生命に悪影響を及ぼすが如きは反つて自由刑執行の勸極の目的を阻害すること明かである。

ある。此の點に關し嘗て獨逸に於ける刑務官協會は「獨居は決して受刑者の身體及び精神を害するものに非ず」と決議せりと雖も獨逸に於ける結核死亡者と英吉利に於ける夫れとの比例に於て獨居制を採用したる獨逸が遙かに高率なりし實例は明かに獨居拘禁が受刑者の身體に有害にして從て長期の獨居拘禁の避くべきことを示したるものである。

故に余は獨居拘禁の期間は受刑者の精神的改善の可能性體質の強弱等を參酌して之を決し一律に定むべきものに非ざることを得ずと規定したる所以のものも其趣旨大體に於て此の點に基くものなりと雖も余を以て謂はしむれば同條が規定する如く原則として二年以下とし乍らその後段に於て更に五ヶ月毎に更新することを許す如くんば何故に其適用期間を不定期と爲さざりしやを疑ふものである。殊に獨居拘禁の繼續に當り刑務官會議に付議し殊に保健技師技手の意見を諮詢する以上健康上に悪影響を及ぼす迄之を繼續するの虞れなきものである。

余の右主張によれば若し獨居拘禁の期間を定めざるに於ては累進制度の實行に當りて其の實を擧ぐるに難しとの批難を受くるであらう。さり乍ら余は累進制度の實行は受刑者に對する分類制度の完成によつて始めて成立し得べしとの意見を有するものであるが故に累進制度の處遇を受くべき受刑者は嘗て(一八四二)オーストラリヤに於て行はれたるが如く改善可能なることを必要し且釋放後に於て正業に就く見込ある者に獨居拘禁と雜居拘禁を折衷して適用し、以つて精神的及び職業的に改善し得る程度の者たることを要するのである。故に累進制度を適用する場合に於ては獨居拘禁を或は英吉利の如く九ヶ月としボスニア、デンマーク等の如く三ヶ月とするに雖も敢て不都合を見ざるものである。

(11)

獨居拘禁の目的

要するに上述したる諸點を要約すれば余は獨居拘禁の根本目的に於て獨居拘禁は服讐的威嚇を目的とするものに非ず

して精神的改善自體を目的とするものなりとの断案に到達し得るものである。從て其の目的を完徹する爲めに必要なる期間に付ては之を二種に分ち獨居拘禁の不定期論を採る場合は精神的に極端に墮落し之を根本より改善するに非ざれば、到底職業的訓練を授くるも効果なき受刑者例へば現今所謂不良兇惡者に對するものにして獨居拘禁の定期論を採る場合は精神的改善に於て徹底的に效を奏せずとも職業的訓練を之に加ふれば改善可能なりとの見込ある受刑者に對するものである。

## 監獄教育論 (承前)

輔成會囑託  
辯護士 大澤 眞吉

### 第一項 體操

體操は一定の原理に基き教案を作製し、頭部、胸部腹部、及び四肢に亘り之れを鍛鍊するが爲に、簡單なる運動より漸次に複雑なる運動を課するものなり。而して其價值は(一)身體の各部を遍ねく鍛鍊し調和的に發達せしめ(二)身體の動作を機敏にし其の活動を敏捷ならしめ、(三)體力を増進し、(四)身體を端正ならしむるに在りとする。

### 第二項 遊戯

遊戯は本能の發露にして心中に何等の束縛を受くることなく、自由自在に行動し愉快を感じる動作を云ふ。而して其價值は頗る多大なり。即ち(一)、四肢の運動を教活にし身體各部を均齊に發達せしめ、以て身體の健康を保護増進し、(二)知的心性を練磨し感覺、知覺、記憶、想像、思考等の諸作用を發達せしめ、(三)感情を陶冶し快感を生じて疲勞

を一掃し作業能力を増進す、(四)情意的方面を振作し規律、勇氣、忍耐、同情、共同一致等の諸徳を涵養す。蓋し遊戯には團體遊戯なるものあり、之れを完全に行はんとするには上述の諸徳を必要とす。隨て遊戯に依り自から此等の諸徳を體得するに至る。加之ならず、遊戯は兒童の個性を極めて卒直に發露するものなるが故に、教育者の爲めには兒童の個性を観察するに最も便利を與ふるものなり。是れ教育家が遊戯の効果を絶叫する所以なり。

少年監に於て體操は之を實行す。是れ何人も異議なき所なり、然るに遊戯は未だ何れの監獄に於ても之を實行せず、近時司獄官中にも或る範圍内に於て少年監に實施すべしと説く者あり。然れども予を以て之を觀るに遊戯の性質たるや、前已に述ぶるが如く、精神上に何等の束縛を加ふることなく自由自在に行動することを許し、之れに依り快感を生ずるものなるが故に、自由を剝奪し之れが爲め苦痛を感じしむる刑罰の執行と相伴はず、加之ならず、少年受刑者は概ね赤貧の家庭に生れ、冷酷なる父母の虐待叱責を受け、若くは幼少の時より殘忍なる雇主の冷遇酷使の中に成長し、惡戯は之れを知るも優良なる遊戯を曾て知らざる者に對し庭球野球若くはゴルフの如きものを習得せしめ其興味愉快を痛切に感受するに至らば行刑の効果を減殺することなかるべきか、換言せば彼れ等少年受刑者が満期放免の後本能に基く遊戯を擅にすること能はざる爲め、却て監獄内に於ける愉快の遊戯を追憶し、再び入監することを怯れざるに至るの虞あり。會て活動寫眞の惡癖ある少年が其觀覽費を得んとして窃盜を爲し、受刑出監の後偶ま活動寫眞館の前を通行し、觀覽慾を制抑すること能はずして入場し、之れが爲め累犯と爲りたる實例に徴すれば敢て杞憂なりと云ふこと能はざるべし。之れを要するに監獄教育は行刑の範圍内に於て之を行ふべきものなれば、教育上如何に有效なる方法と雖も、苟くも刑罰の性質と相容れず、若くは其の効果を減殺するの虞あるものは之を採用すべきものにあらずと信す。

### 第三項 作業

作業は兒童の意識的衝動性を利用し、心身の力を増進せんが爲め簡單なる業務を課するを云ふ。例へば校舎内外の掃

除を爲さしめ若くは教具を整理せしむるの類なり。而して作業の價値は勤勞を愛し責任を重ずるの習慣を養ひ、且つ忍耐、規律、共同一致等の美德を涵養するに在り。

監獄に於ける作業は勞役に於て刑法第十二條第二項に「懲役ハ監獄ニ拘留シ定役ニ服ス」とあるに該當す。而して監獄法第二十四條に「作業ハ衛生、經濟及ヒ在監者ノ刑期、健康技能、職業、將來ノ生計等ヲ斟酌シテ之ヲ課ス」十八歳未満ノ者ニ課ス可キ作業ニ付テハ前項ノ外特ニ教養ニ關スル事項ヲ斟酌ス」とあり。故に少年受刑者に對しては行刑上養護の二方面より最も適當なりとする種類の作業を選択して之を課し、且つ遊戲に依つて期圖する心身發達の手段を併せて加味することを得べし。

## 第七章 結 論

凡そ以上の説明に依り、教育なるものは人類が自己保存と種族保存の本能を發揮し、社會的共同生活に順應すべき性格を準備するに必要なる行爲なることを知るに足るべし。而して鳥類獸類間の教育に於けるが如く、人類に於ても其生存に最も必要なるものは食物なり。故に人をして適當の方法に依り食物を取得するの手段を諒解せしむるを以て教育の要旨と爲さるべからず、衣食足つて禮節を知るとは蓋し此の意に外ならず。就中少年受刑者は畢竟食物を適當の方法に依り取得することを知らずして入監するに至りたるものなり。之れを教育するに當りて、徒に教授訓練等に依り智能を啓發し惠性を涵養せんことを努めんよりは、寧ろ如何せば一片のパンを取得するを得るやの途を了得せしむるに若かず。是れ實に監獄教育の窮極の目的なりと信す。而して現時の監獄制度並に處遇の實況に徴すれば、蓋し此の簡單にして明瞭なる目的を達すること困難なるが如し。

## 二

改良の第一歩は少年を收容する監獄制度より出發せざるべからず。大正十一年一月一日現在特別監調なるものに依れば、未丁年監として指定せられたるものは巢鴨監獄、横濱監獄、小田原分監、浦和監獄、川越分監、安濃津監獄、宇治山田分監、金澤監獄、盛岡監獄、奈良監獄、岩國分監、福岡監獄、函館監獄等なり。然るに十八歳未満の男子のみを收容し眞に少年監の名實を具備するものは小田原、川越、岩國の三分監に過ぎず、其他は十八歳以上二十歳未満の者を併せて收容し、又は監獄内の一部を分界したる場所に拘禁するに過ぎず。監獄法第二條に曰く「二月以上ノ懲役ニ處セラレタル十八歳未満ノ者ハ特ニ設ケタル監獄又ハ監獄内ニ於テ特ニ分界ヲ設ケタル場所ニ之レヲ拘禁ス」とあり。其の特設監獄なるものは、全國僅かに三ヶ所に過ぎず。而して、名古屋、新潟、長野の三監獄は各々其管内の十八歳未満の少年受刑者を拘禁することとなり居れり。大正十年九月十六日余が名古屋監獄を參觀せし當時の受刑者總員千八百十二人にして、内男子七百八十五人女子二十七人あり、外に刑事被告人男百十四人女子三人あり、犯數に付ては初犯の男四百六十一人に對して累犯千三百二十四人あり。斯くの如く難多の在監者中十八歳未満の男七十九人あり、少年受刑者に對し適當の教育を加へ、行刑の目的を達せんとするが如きは蓋し企及すべからざる事なり。

監獄法の精神より見るも少年受刑者は特設監に收容するを本則とす。殊に少年法の施行に依り保護教養の目的を達せんとし、就中不定期刑の執行に付ては監獄官が受刑者の個性を諒解し、常に適當の處遇を爲し以て所期の目的を達せんとするには、少年のみを收容する特設監に於て比較的少數の受刑者に對し監獄官吏が専心一意矯正に努力するにあらずんば到底彼岸に達すること能はざるべし。

少年法の實施に伴ひ少年受刑者の員數は自から減少するに至るべし。故に少年監は東京、大阪兩控訴院管内に各二ヶ所其他の控訴院管内に各一ヶ所を特設せば蓋し充分ならん。而して其特設監は從來の如く分監となさず、獨立の一監獄

とし監獄長としては普通監獄の典獄と同地位なる典獄を以て之れに充て、建物は當分の内現在適當なる分監を利用し、例へば名古屋控訴院管内に特設すべき少年監は岡崎分監の建物を充當するが如くし、斯くして漸次適當の修繕を加へ若くは新築を爲し以て完成を期するを得ん。

監獄局を行刑局と改名するも其の内容に何等の變化なく、監獄事務官を司法書記官と改名するも同一の頭腦より異なる思想が湧出すべき筈なし。然るに少年の特設監を昇格し、其の數を増加し少年受刑者を成人受刑者より絶対に分離し少年受刑者に對する教育及び行刑上に改良を加へ以て少年法の效果を擧げんことを企圖するは、獄制の刷新に關し重要な意義あることを知らざるべからず。

## 三

次に生ずる問題は少年受刑者の分類なり。即ち初犯者再犯者及び三犯以上の者は嚴格に之を區分するの必要あり、然るに川越小田原岩國の三少年監に於ても三種の受刑者を嚴格に區分すること能はざるが如し。例へば小田原分監に於ては受刑者の種類を甲、乙、丙の三組に分ち各組の受刑者は其の刑期の過程に依り三級、二級、一級及び特別級に分ち、甲組は初入者にして特種の惡癖なく又は犯罪の慣習なき者を編入し、乙組は初入者にして甲組又は丙組に編入するを得ざる者若くは再入者にして其の來歴、境遇、性格、犯情等に照し兇惡ならずと認め得べき者を編入し、丙組には三人以上の者再入者にして乙組に編入することを得ざる者、初入者にして其の來歴、境遇、性格、犯情等に照し特に兇惡と認めべき者及び恩赦を受け又は假出獄を許されたる者にして更に罪を犯したる者を編入することとなり居れり、即ち甲組は初犯者のみなるも乙組には初犯者再犯者を混合し、丙組には初犯再犯及び三犯以上の者を混入す而して級は得點により累進し、第三級は獨居房に拘禁し第二級は夜間獨居房に第一級及び特別級は何れも晝夜雜居房に拘禁することとなり居れり。故に教場及び工場に於ては初犯と累犯とを區分しあるも、監房に於ては二級以上は殆んど絕對的に區分するを得

ず。是れ其一監獄に初犯と累犯とを併せて收容するが爲め己むを得ざるの結果にして、同一監獄内に在つて絕對的に犯數に依り區分せんとするは不可能なり。之れを絕對的に區分せんとせば監獄其ものに依り區分せざるべからず、即ち少くとも初犯者のみを拘禁するもの再犯者のみを拘禁するもの及び三犯者以上を拘禁するもの三種の少年監を分設するの必要あり。

抑も少年は極めて模倣性に富むが故に、初犯者と再犯者とは絕對的に之を區分し、以て惡癖の模倣惡習慣の傳播を避けざるべからず。之れと同時に少年の社交本能を發達せしめ初犯者の如き成るべく其の雜居を許すは教養上に裨益する所あらん。而して三犯以上の者は矯正を企圖すること頗る困難なるものなれば處遇上特種の方法に依らざるべからず。此の點より見るも三犯以上の者は別個の監獄に收容する必要ありと信す。

## 四

制度の可否得失は概ね運用の如何によるなり。少年監を増置し嚴格に分類したる少年受刑者を收容し以て理想的の教育を加へんとせば、第一に教師其人を選擇せざるべからず。而して適當の教師を得るは普通學校に於ても尙且困難を感ずる所なり。禮を重ふし幣を厚ふするにあらずんば人格者を招致し以て此の至難の業を委託するを得ざるべし。茲に於て教師監獄監督と同じく教師を昇格し、奏任官を以て待遇するの途を開き、且其俸給を増加し以て教師其人を得るにあらざんば監獄教育に於ける理想を達すること能はざるべし、之を結論とす。(完)

(大正十一年八月十七日湯嶺中西旅館に於て撰筆)



# 刑事裁判と行刑の可能性

豊多摩刑務所長 寺崎 勝 治

刑事裁判の効果を實現して科刑の目的を達成したかどうかを鑑別することは刑事裁判に關係あるものは勿論自由刑執行の任務を有する吾々にとつても重大な事柄である。刑事裁判の妥當であるかどうかと云ふことを批判することは重要な項目の一であるけれども、刑事事件の總てに付いて其の妥當であるかどうかを研究することが非常に困難な事柄であるのみならず、批判者に依つて結論を異にするから其の是非を批判することが更に一層至難である。刑事裁判の妥當性を見出すには刑執行の結果に徴することが比較的正確であるまいか。刑事裁判の確實性は裁判そのものに依つて判断するよりも自由刑の執行の結果——釋放者の状況を調査する方が捷徑であると思ふ。自由刑執行の結果は行刑成績報告に依つて調査することが其の一方方法である。釋放者にして累犯者となつたものを調査するのも其の一方方法である。検事局に於ける起訴猶豫者中から前科者を拾ひ出すことも其の一方方法である。警察署に於ける微罪釋放者から前科者を拾ひ上げることも亦其一方方法であるが、其の調査資料が備はつて居ないやうに思はれる。故に容易に調査し得る釋放後に於ける累犯者の員數に依つて其の大體を知るのが最も簡にして便である。

## 二

- 一、此の統計は大正四年から大正九年九月までの累進處遇者の結果を集計したものである。
- 二、累進處遇の施行は大正四年六月二十一日であつて、其の適用を受けたもののみを計上したものである。
- 三、刑期終了に依り釋放したるものを計上したものである。(大正九年九月現在)
- 四、本統計の百分比は平均二十一人強にして、最低十一人強最高二十七人強である。

### 累進處遇者の成績 (豊多摩)

年 別	釋放人員	再 入 人 員					計	釋放者百人に對する再入人員
		三月未滿	六月未滿	一年未滿	未滿一年六月	二年未滿		
大正四年	三九	九	六	一〇	一〇	二	二四・二	
大正五年	一、一六五	四三	五五	六二	五	二二	二四・六	
大正六年	一、一九五	五九	六六	七五	四	二〇	二七・五	
大正七年	一、三〇〇	六五	七五	八〇	五	二五	二七・三	
大正八年	一、〇四五	三三	四〇	五〇	三	一五	二九・三	

## (三)

大正十年五月までの統計に徴するに、釋放者百人中累犯者最高二十八人、最低四人強、平均二十九人である。

### 累進處遇の成績 (豊多摩)

刑事裁判と行刑の可能性

刑事裁判と行刑の可能性

年 別	釋放人員	再入監人員 (大正十年五月迄)					計	釋放者百人に對する再入人員
		三月未滿	六月未滿	一年未滿	一年六月未滿	二年未滿		
大正四年	三九	△三九	△三六	△一〇	△三三	△一六	△三九	三〇・二
大正五年	一、一三三	△一〇二	△四三	△七六	△六一	△六一	△三六	三六・二
大正六年	一、一三三	△九元	△三六	△七三	△五二	△二〇	△二七	三六・二
大正七年	一、三〇〇	△二〇	△三三	△六三	△四九	△三三	△七六	三六・二
大正八年	一、〇三三	△三三	△三三	△六三	△四九	△三三	△七六	三六・二
大正九年	九七〇	△一〇	△三三	△七三	△四九	△三三	△七六	三六・二
大正十年自一月至五月	二九	△一九	△二	△一	△一	△一	△一	三六・二

備考 一、當刑務所に於て階級處遇を施行せしは大正四年六月二十一日にして本表は其適用を受けたる者に就き之を調査せり  
 二、大正四年に於ける釋放人員の寡少なるは大正四年六月二十五日以後に入監し階級處遇の適用を受け出監したる者のみを計上せしに由る

(四)

更らに大正十一年十二月末日まで同様の統計を反覆して見るのに左の如くである。而し其の價值を正確ならしむる

方法として、再入者中から有前科初犯者を控除したのである。

累進者成績 (豊多摩)

年 別	釋放人員	再入人員 (大正十一年十二月迄)					計	釋放者百人に對する再入人員
		三月未滿	六月未滿	一年未滿	一年六月未滿	二年未滿		
大正四年	三三	△三九	△三六	△一〇	△一〇	△一六	△一七	三六・二
大正五年	二二	△二〇	△三三	△七三	△六一	△三三	△七六	三六・二
大正六年	二九	△九元	△三六	△七三	△五二	△二〇	△二七	三六・二
大正七年	一、三〇〇	△二〇	△三三	△六三	△四九	△三三	△七六	三六・二
大正八年	一、〇三三	△三三	△三三	△六三	△四九	△三三	△七六	三六・二
大正九年	九七〇	△一〇	△三三	△七三	△四九	△三三	△七六	三六・二
大正十年	一〇一	△一五	△三三	△七三	△四九	△三三	△七六	三六・二
大正十一年	五三	△一〇	△三三	△七三	△四九	△三三	△七六	三六・二

備考 一、大正四年の釋放人員の少きは階級處遇法施行後 (大正四年六月二十一日より施行) 入所し階級處遇法の適用を受け  
 監出したる者のみを計上せり  
 二、△印は前科ある者の再掲

刑事裁判と行刑の可能性

刑事裁判と行刑の可能性

- 三、百分比の△印は前科者を除きたるもの
- 四、八年間の釋放總人員七千二百一人、年平均九百人強なり
- 五、再入總人員千六百七十二人内前科者二百五十九人年平均再入二百九人内前科者三十二人なり

(五)

累進處遇に對して獨居拘禁者の成績を調査するのは其の對照として極めて必要である。此の統計も有前科初犯を除いたものと除かないものとに依つて其の價値に異なるものがあるから、二者の區別を明にしたのである。

獨居拘禁者成績 (豊多摩)

年	獨居拘禁		再入人員		計	再入者百分比
	出監人員	再入人員	再入人員	再入人員		
大正五年	三〇八	△二六	△四〇	△一〇	△一九	△二六
大正六年	二五三	△一四	△三三	△一〇	△二三	△二六
大正七年	三二九	△三三	△三三	△一〇	△二三	△二六
大正八年	二九二	△二〇	△二〇	△一〇	△二〇	△二六
大正九年	二六六	△二七	△二七	△一〇	△二〇	△二六
大正十年	二四四	△一〇	△一〇	△一〇	△二〇	△二六

大正十一年

三〇〇

△一三

△二五

△二六〇

備考 一、本表は大正十一年十二月末日迄の再入を掲上

二、△印は前科ある者の再掲

三、百分比中△印は前科ある者を除きたるもの

(六)

以上の統計に依つて考究するに、初犯(有前科初犯者も含む)受刑者百人中八十人までは感化改善が出来る而かもそれが七年間の累犯者を集計したるものであるからして、釋放後五年乃至七年を経過して居るものもある。如斯刑罰の效果は可なり良績を擧げて居る。即ち自由刑の價値を認識することが出来る。併し今一層努力したならば釋放者百人中九十人まで改悔させることが必ずしも不可能ではない。要するに刑事裁判の妥當性及び自由刑の價値は此點に求めて良からうと思ふ。

刑事裁判と行刑の可能性

指紋法に就いて

# 指紋法に就いて

藤井藤藏

## 六

指紋は指の種類に依り著しき差異あること既に述べた  
り、故に指紋と犯罪關係に付正確なる研究を遂げんと欲せ  
ば各指毎に罪質に付比較對照せざるべからず。統計の結果  
に依れば次の如し、

甲表

乙表

- 竊盜罪……左右各指共乙種蹄狀紋最も多し
- 詐欺罪……左手は乙種蹄狀紋及渦狀紋最も多く右手は拇指  
以外は渦狀紋最も多し
- 横領罪……左手は拇指以外の各指に弓狀紋最も多く、右手  
は乙種蹄狀紋及弓狀紋最も多し
- 賭博罪……左右各指に甲種蹄狀紋、其の他の各指は甲種乙  
種の蹄狀紋又は渦狀紋最も多く、弓狀紋は各指共少し
- 贓物罪……左手の各指は乙種蹄狀紋最も多く右手は渦狀紋  
最も多し

- 傷害罪……左手示指は渦狀紋、下流最も多く、右手中指拇  
指は弓狀紋他は左右各指共乙種蹄狀紋最も多し
- 文書偽造罪……左手示指、中指、環指及右手環指に上流渦  
狀紋最も多く、他は乙種蹄狀紋最も多し
- 選舉法違犯罪……右手小指以外は左右各指共渦狀紋最も多  
く、右手小指に乙種蹄狀紋(五の價)最も多し
- 恐嚇罪……左手は乙種蹄狀紋及上流中流の渦狀紋最も多  
く、右手は示指甲種蹄狀紋最も多し
- 殺人罪……左手示指及左右中指に甲種蹄狀紋最も多く又左  
右小指及右中指に弓狀紋最も多し
- 放火罪……左手各指及右手示指中指拇指に渦狀紋最も多く左  
右手環指小指に弓狀紋最も多し
- 強盜罪……左右兩手の示指及拇指に上流渦狀紋最も多く、  
其の他は弓狀紋乙種蹄狀紋、及下流渦狀紋最も多し

向以上の事實を指紋學上の方式に倣ひ、各罪との比較上  
最多なるものを擧ぐれば次の如し。

甲表

竊盜	X 4 4 3 4 4	X 4 4 4 4 4
詐欺	X X X X X 6 4 5 7 7	X 7 9 8 7 1
横領	X X X X 1 1 1 1 4	X 6 5 1 1 6
賭博	X X X X 2 8 5 2 6	X 2 7 5 8 9

贓物	X 4 5 3 5 6	X 3 7 7 9 7
傷害	X 9 3 4 3 3	X 6 1 3 3 1
文書偽造	X X 7 7 7 5 5	X 4 2 7 4 5
選舉法違犯	X 7 9 8 9 8	X 0 9 8 5 9

備考

- 一、甲乙兩表共上段は左手、下段は右手にして兩手共示指、中  
指、環指、小指、拇指の順序に並列す。又數字は指紋の番號に  
して、各罪中本罪に於て該指の同番號のもの最も多數を有  
することを示したるものなり。例之は強盜罪の5は右手示  
指の5の價を有するものに就ては、各罪との比較上強盜罪  
最も多數なることを示したる類なり。
- 二、X印を付したるは同一種類の指紋に付最多數のものにあ  
らずと雖、當該欄を填充せんが爲比較的多数を掲げたり、  
例之は強盜罪のX4は比例數「一一・八」、贓物罪の4は比  
例數「一二・〇」にして、強盜罪は贓物罪より「〇・二」少  
きも同罪の左手示指の欄を填充するに比較的多数4を以て  
したるが如し。

乙表

恐喝	X 3 6 7 5 8	X X 2 3 4 6 4
殺人	X 2 2 9 4 1	X 1 2 4 4 1
放火	X 8 8 7 7 9	X 7 9 1 1 7
強盜	X 7 1 5 5 7	X 7 5 9 4 7
強姦	X 3 3 6 8 6	X 9 6 6 4 9
居住	X 9 5 8 4 5	X 7 7 7 7 8

指紋法に就いて

三、各罪との比較は甲乙各表間に於て爲せり。之乙表に基本數  
少きに依り其の混同を避くる爲めなり。

八

以下十表は各指毎に指紋の種類(即ち價)と罪質を比較  
較したるものなり。即ち第一表は初犯男受刑者六千五百人

の左手示指に付罪質別比較を爲したるものにして、(以下此  
例に據る)各表を通覽するに平均數より多きあり、又少き  
あり甚しき懸隔なしと雖、亦一様ならざるを認め得べきな  
り。

第一 左手示指の有する指紋の價と罪質比較

罪質	基本人員	甲狀紋		乙狀紋		蹄狀紋		計	渦狀紋		計	指頭損
		蹄狀紋	3の價	4の價	5の價	6の價	上流		中流	下流		
竊盜	1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
詐欺	1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
賭博	1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
傷害	1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
文書偽造	1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
選擧法違犯	1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
殺害	1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
放火	1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

第二 左手中指の有する指紋の價と罪質比較

罪質	基本人員	甲狀紋		乙狀紋		蹄狀紋		計	渦狀紋		計	指頭損
		蹄狀紋	3の價	4の價	5の價	6の價	上流		中流	下流		
竊盜	1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
詐欺	1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
賭博	1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
傷害	1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
文書偽造	1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
選擧法違犯	1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
殺害	1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
放火	1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
住居侵入	1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
平均	1000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

指紋法に就いて

指紋法に就いて

第三 左手環指の有する指紋の價と罪質比較

罪質	基本人員	弓狀紋	甲狀紋種	乙種			計	上流	中流	下流	計	指頭
				3の價	4の價	5の價						
竊盜	1000	1	1	60	90	100	250	1	1	1	3	1
詐欺	1000	1	1	30	80	90	200	1	1	1	3	1
橫領	1000	1	1	30	80	90	200	1	1	1	3	1
賭博	1000	1	1	30	80	90	200	1	1	1	3	1
注物	500	1	1	30	80	90	200	1	1	1	3	1
偽害	500	1	1	30	80	90	200	1	1	1	3	1
文書偽造	500	1	1	30	80	90	200	1	1	1	3	1
選舉法違犯	500	1	1	30	80	90	200	1	1	1	3	1
殺害	1000	1	1	30	80	90	200	1	1	1	3	1
強放	500	1	1	30	80	90	200	1	1	1	3	1
住居侵入	500	1	1	30	80	90	200	1	1	1	3	1
平均	600	1	1	30	80	90	200	1	1	1	3	1

第四 左手小指の有する指紋の價と罪質比較 (百分比例)

罪質	基本人員	弓狀紋	甲狀紋種	乙種			計	上流	中流	下流	計	指頭
				3の價	4の價	5の價						
竊盜	1000	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
詐欺	1000	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
橫領	1000	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
賭博	1000	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
注物	500	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
偽害	500	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
文書偽造	500	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
選舉法違犯	500	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
殺害	1000	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
強放	500	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
住居侵入	500	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
平均	600	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1

第五 左手拇指の有する指紋の價と罪質比較 (百分比例)

罪質	基本人員	弓狀紋	甲狀紋種	乙種			計	上流	中流	下流	計	指頭
				3の價	4の價	5の價						
竊盜	1000	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
詐欺	1000	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
橫領	1000	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
賭博	1000	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
注物	500	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
偽害	500	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
文書偽造	500	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
選舉法違犯	500	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
殺害	1000	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
強放	500	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
住居侵入	500	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1
平均	600	1	1	10	20	30	60	1	1	1	3	1







指紋法に就いて

第十 右手拇指の有する指紋の價と罪質比較 (百分比例)

罪質	基本人員	弓狀紋	甲種指紋		乙種指紋		蹄狀紋		計	瀾			指紋損
			指紋	の價	指紋	の價	指紋	の價		上流	中流	下流	
劫盜	1000	11	0.11	3.3	3.3	3.3	3.3	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	0.2
詐欺	1000	1.2	0.12	3.6	3.6	3.6	3.6	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	0.2
横領	1000	1.2	0.12	3.6	3.6	3.6	3.6	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	0.2
賭博	1000	0.2	0.2	0.6	0.6	0.6	0.6	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	0.2
贓物	500	0.2	0.2	0.6	0.6	0.6	0.6	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	0.2
傷害	500	1.2	0.12	3.6	3.6	3.6	3.6	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	0.2
文書偽造	500	1	0.1	0.3	0.3	0.3	0.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	0.2
選舉法違犯	500	0.2	0.2	0.6	0.6	0.6	0.6	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	0.2
殺害	100	0.2	0.2	0.6	0.6	0.6	0.6	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	0.2
強放	100	0.2	0.2	0.6	0.6	0.6	0.6	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	0.2
住居侵入	50	0.2	0.2	0.6	0.6	0.6	0.6	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	0.2
平均	600	1.1	0.11	3.3	3.3	3.3	3.3	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	0.2

藝術及び文學に表はれた犯罪者 (つづき)

= E. Ferri: Les Criminels dans l'Arrest. la Littérature から =

本田喜代治

五

しかし最も天才的に最も美しくこの三つの犯罪型を心理描寫してゐる者は、沙翁の戯曲マクベス——生來性犯人——ハムレット病理的犯人及びオセロー——激情性犯人である。

沙翁の作物は汲んでも、盡きない泉である。で藝術評論家は言ふに及ばず、法學者も經濟學者もそこに最大の興味ある事實と記録とを發見した。夫人は生來性犯人に就いて、しかし沙翁の中に最も多くの獲物を見出したのは殊に心理學者である。丁抹の批評家ゲオルグ・ブランデスによれば、ジョン・フォルスタフとシャイロツク(共に沙翁作中の人物)とは、前者は氣むづかしやの後者は貪婪な高利貸

の、最も完全な權化である。そして犯罪學者にとつては、沙翁に於ける有名な三種の殺人は、完全な藝術と精密な科學的觀察とが相並行する事を示す人間記録である。

マクベスは歴史上實在した人物である。このスコットランドの冒險家は一〇四〇年にダンカン王を殺してスコットランドの王位を奪ひ、一〇五七年には今度は自分が、その犠牲者の息子の爲めに殺された。これは生來性犯人の完全な典型であり、癲癇性及び犯罪性神經病の驚くべき所産である。

彼は實に沙翁の悲劇の中では、生れた時から既に精神病的又は潜伏性癲癇に罹つてゐる。これは恐ろしい神經病の中で一番目に立たないものであつて、ほんの一時性の、そして

屢々人には分らないやうな意識消失状態を惹き起すに過ぎない。この意識消失は、人々が癡癡の事を語る場合に誰でもが最初に思ひ付く所の筋肉痙攣に該當する精神的徴候である。『動かないで下さい』とマクベス夫人が、主人役たる王の奇態な態度に驚ける客人達に言ふ『動かないで下さい、皆様。陛下は、お若い時から、何度もかう云ふ状態になられるのです。發作はほんの僅かしか續きません。そして王は直ぐに恢復せられます』

そして希臘悲劇と同様に、沙翁はその主人公の生來的傾向を象徴によつて表はしてゐる。犯罪者の冒險的生活は、その四分の三までは無意識的ではあるが、右の内部的傾向の表はれである。魔女が顯はれて豫言すると云ふ象徴的な表現法は、昔（希臘時代）ならば運命又は神託が應用される所である。

なほ英吉利斯の悲劇には別な心理的直感がある。それは普通の心理學の規則とは矛盾し、従つて皮相的な觀察者には看過され勝ちのものである。と云ふ譯は、彼れは常に犯罪は尤もである。しかし親しく殺人者を調べて見ると、彼等が身體的將た道徳的に我々とは餘程異つてゐる事を誰もが認めない譯に行かない。

不用意に犯罪行爲を喋舌つて了ふ事、殊に殺人の後にさうするのは、それが常人には如何に不自然に見えやうとも、犯罪心理學上の最も確實な事實の一つである。これは非常に屢々ある事なのであつて、かの探偵小説の中で生々と描寫される所の聰明な探偵の働きよりも、この自らうつかり喋舌る事の方がより多く殺人を發覺させるに役立つのである。

屢々殺人を行ふ前に過激な危險な言辭を弄するものである。生來性殺人者に在つては惡行爲に對する嫌惡の情などはないのである。それだから彼は、善良な勞働がその仕事の話をすると同じやうな態度で、喜ばしげに犯罪行爲を物語る。所が激情性犯人となるとその昂奮的性質の爲にこれ亦感情を押し隠す事が出事ない。それで言ふまいと思つても自然と思つてゐる事が外にある。それは丁度辨の力が餘り強い時、蒸氣が爆發して出るやうなもの、或ひはマンツ

藝術及び文學に表はれた犯罪者

者の意識の中へ、自分達が犯罪者であつたらかうもあらうかと思はれるやうな觀念と情緒とを投射するからである。然るに藝術家の天才と學者の辛抱強い且つ多方面な研究とは、生來性殺人者の中に於て、一寸見た所は正常な外觀の下に、眞の精神病は無いにも拘らず、健康な精神の表はれと随分異つた精神の傾向及び状態の存する事を發見するのである。

ダンカン王を弑するや直ちにマクベスは舞臺に顯はれて、手には血の付いた匕首を握り、そして殺害前後に經驗した事を見てその妻に物語る。

かの偉大なる忘る可らざる沙翁の註釋家トマソ・サル井ニ氏は『沙翁の或る作物及び或る人物に關する註釋及び推論』と題する論文を一文藝雜誌に於て公けにし（一八八三年）、この力強い場面を、不自然だと斷定してゐる。それは彼の言ふ所によると、『犯罪者が第一に注意する事はその犯罪を隠すと云ふ事である』からだと云ふのである。

殺人者が我々の有つ先見と我々の有つ心的平衡とそれから……我々の有つ罪の恐れとを有つてゐるならば、右の説オニの語を借りれば、新しい葡萄酒が虫の喰つた樽から吹き出すやうなものである。

この普通的情緒を犯罪者の心に投影する事の一例としてフェリは彼の刑法の先生にして同時に犯罪徵表に關する熟練なる學者ピエトロ、エレロの言つた事を引いてゐる。即ち殺人行爲の前に不用意に告白する者は無犯罪性の證據と考へねばならぬと。その譯は、エレロに言はせると『犯罪行爲を容易にし且つ刑罰を免れると云ふ極めて重大な二つの動機を完うする爲めには、犯人は黙つてゐるのが一番利益である。』しかしこれは通常の心理に取つては正しいけれども、犯罪心理についてはさうは言へない。

そして犯行後の不用意な告白に關しては、別の大藝術家ラリオストが有名な詩句の中で陳べた事がある。

『罪人……彼は、言はなくても濟むのに、うっかりと自分で言つて了ふ。』

かくて沙翁が想像した場面が如何に本當であるか、と云ふ事は司法年報に於て無數に證據が擧つてゐる。ケイエンズを脱走したボンセは、ラザルニユの部屋附の

侍者——後にボンセルに殺される——見付けられた事を知つた。けれども彼は「その侍者についてカフェに行き、人に見られやうとそこで夕飯を食べそして皆の人と話をする。殺人の當日彼はラエルニユを探しに来て、皆の目の前で彼と一緒に車に乗る。彼は凡ゆる機会を捕へて御者と話をする。二つの別な町で彼は二度車を止める、そこで町の人々が彼を目撃する、そして後に彼を見覚えてゐる證人となる。最後に彼は馬車を返し、彼が殺人を行はんとしてゐる森の入口で御者に金を拂ふ。その晩舞踏會で、彼は被害者から取つた懐中時計を見せる。そして多くの人に、それが時報懐中時計である事、英國の會社で出来たものである事及び英國の印が彫り付けてある事を注意させる事までやつた。」

一八八九年に巴里で處刑された伍長ヂエオメイも同じやうな行動をしてゐる。ルーと云ふ女を殺害した後、彼はレストーランに行きそこで知りもしない人をつかまへて、被害者から取つた時計を値踏みさせてゐる。巴里で處刑されたかの有名なブラツイニも亦、非常な狡計を以て犯罪を遂ら、その日最初に遇つた警官隊の爲に捕縛されて了つた。

有名な毒殺者ブラン井リエ候爵夫人は、屢々一つの箱を人に見せ、これをえあれば敵に復讐する事は何でも無い、そして澤山の遺産相続が出来ると云ひ／＼してゐた。或る修道院に引退してから、彼女は其思ひ出の記「訴訟開始まで」を書いてゐる。そしてこの思ひ出の中で、彼女はその犯罪を細かく物語り、そして殊に「彼女が或る家に放火した事及び彼女が七才の時以來生娘でなかつた事」を告白してゐる。

ムヌスクル一人の小娘を犯し且つ殺し、翌日詩を書いて、「私は彼女を見た、私は彼女を捕へた、幸福は東の間に過ぎない、が熱情が汝をくらます。」

とうつかりと而かも相當勝れた詩才を以て自分の犯罪を告白してゐる。

最後に、フェリが犯罪人類學に於る殺人の研究の爲めに蒐めた事實の中からもう一つ引用する。巴里にて一八八二年十一月有名なシオムペールは體でその妻を撲殺した。それから屍體の首を鋸で引き、血のついた手を胴衣で拭いて

藝術及び文學に表はれた犯罪者

行した後、多くの者がするやうに、マルセイユで被害者から取つた寶石類を賣笑婦達に無暗とばら撒いた。アスリナは友人のプロネを殺してから、被害者の着物を着て盗んだ金で博奕をしに行く。言ふまでもなく彼は呼び止められ、そして被害者の所有であつた他の色んな物を發見される。

「燒肉」團が錠前を壊して強盜を行つた時團員の一人なるランヂュヴンはその家の主人の眼前で一つの箱をこぢ明けてゐた。「そんな捏粉箱なんぞ放つとけよ。」と仲間一人が言ふ。「小麦粉の外には何もありません。」するとランヂュヴンが答へて、「これ、捏粉箱？ 冗談ぢやない。これや金庫だよ。これは俺がオルレアンで指物屋をしてた時に俺がこさへたものなんだ。」彼はかうして自分で言つて了つたのである。

オートウイユ(巴里、一八八九年)の四人組人殺しは夜中劫略の目的を以て或る家に闖入した。夜明け時分に、銀器や衣類で一杯になつた袋を背負つて出て來た。そして愚かにも、かう云ふ時外れの時刻に人に見られたのであるから、彼は悠々と街へ出て來た。

沙翁の天才のお蔭で、右に述べたと同様な特徴がマクベスの舞臺に於て看取される。それは如何に非眞實らしく見えやうとも、本當の眞理の忠實な複製である。マクベスに就ての叙述を終るに當り、尙ほ一つ沙翁の直感を注意しておかう。それは犯罪人類學上の最近の發見が完全に證明した所のものである。

沙翁はマクベス夫人をその夫よりも一層冷やかな一層無情な残忍性を有するものとして描いてゐる。然るに犯罪人類學の吾人に教へる所によると、女は犯罪を犯す事は少ないけれども、しかし激發的に行はれる殺人の場合以外に於ては、男よりも一層残酷であり、累犯に付ては一層執拗であり、後悔する事が一層少ないのである。

女の方が一層濃やかな情緒を有つと云ふ事は、普通の心理學で言ふ事で有るが是亦外觀上文の事で實は偏りであるかくて沙翁の力強い戯曲に於て、マクベス夫人は夫の譫妄發作に際しても彼よりも一層非人間的である。生來性犯人の完全な人格化たるマクベスよりも非人間的なのである。

(つづく)

## 刑務所建築と色の心理

佐賀刑務所長 小橋川昭慶

○

凡そ色彩が人の心理上、生理上に可成大なる影響を及ぼすものなることは、我々の日常の経験に徴しても十分に知り得らるゝ所である。又ロンドンのク井・インス・カレッジのミングトン教授は曾て「色彩オルガン」から彩光を放射して、自作の「色彩作曲」を世人に見せて、音楽の伴奏なしに運動色彩の興へる音楽的效果を示して世人を感動せしめた程であつて、色彩は或る程度迄吾々の感情を左右する作用を有するものである。

藝術の一分派である建築上に於ても、色彩の問題は常に美術的方面より深く研究せられて居るのみならず、生活が進歩し思想が複雑化して來た近代人は、色の科學的研究を

心理學と結びつけて、その心理上に及ぼす影響の上にも、

亦漸く多大の注意を拂ふやうになつてきた。之と同じく刑務所建築ことに監房の壁等を如何なる色に塗る可きかと云ふ問題に就ても、色彩が心理的に與ふる影響の大なるに鑑みて、その構造等を顧慮すると同様に又相當の考慮を加へる必要があるやうに考へられる。

抑ゝ色の種類は極めて多しと雖も、その主なるものは日光を「プリズム」を通して分散したる所謂「スペクトル」中の赤、橙、黄、青、綠、藍、靛の七色であつて、之を單色と云ひ、これを適宜に配合すれば種々の色を生ずるのである。又單色の中赤、綠、靛をば特に原色と稱し、之を混じて種々の色を生ずる事を得る、普通には赤、黄、青の三色

を主なるものとし、それに白、黒を加へて五色又は正色と云ひ、混じて生じたる紫、綠等を間色と云ふ、又赤、黄、青に紫、紺、綠、橙の四色を加へて七色と稱する。

○

而して色はその種類の如何により、聯想及び生理的作用から吾々の精神上に種々の異つた感情と影響とを與へる。即ち色にはそれぞれ心理的特質がある。「赤」云ふ色は賑やかな興奮的で突進的の輝かしい色であつて、何となく温かく且つ愉快に感じられ、又刺激性を具へて居る色である。故に赤の分子を多量に含んで居る室内に於ては、安らかなる感情を以て靜座する事は困難であつて、又瞑思や讀書にも不適當である。未開の蠻人や小兒は最もこの色を好み、交通機關の危険信號に用ひらるゝものも此の色であつて、危険思想を表徴するものも亦この色である。要するに赤の色は刺戟的活動的の色であつて靜肅な感、奥深い感と與へない色である。「青」は赤と相反した性質を持つて居る色である。青い天空の色は夏の暑い日などには快い感じを與へ又彼の青藤や青蚊帳、釣葱、青葉の中の瓦斯燈などは殊に清

涼の氣分を漂はしめるに充分である。この色は光線を吸収し、殊に快調の感じのする黄色を吸収するから彼の月光の如く快活な感じを缺いて寒く且つ寂寞の感じを起さしめるものである。従つて沈靜的で深遠味を帯び人の氣を沈める色である。深さの知れざる大海の色も青であれば悠々漕りなき天空の色も亦青である。要するに青は沈靜的な冷涼な寂寞な色であつて、賑やかな喜悅性の晴々しい感じを與へない色である。「綠」は赤と青との中間の性質を有し、赤の如く興奮的でなく、さりとて又青程冷やかな感じも與へない沈着な色であつて、赤に次いで小兒などにも好まれる色である。「黄」は晴々しい快調な昂進的の氣分を生ぜしむるものである。又「白」は光線を吸収せざるを以て、空虚、寒冷云ふ如き氣分を想はしめ、愉快な健康に満ちた感情を缺く所の色である。その他凡て色はそれぞれ特殊の性質を

有して居て、心理上に各特有の影響を及ぼすのである。彼の赤色硝子を箝めた室内に働く職工が神經興奮して騒がしくなり、眞面目に仕事をする事が困難になつたり、憂鬱患者の沈み勝ちなる者が赤色に富める室内に於て快調となつ

たり、又發揚性の躁狂患者が綠色光に透つて漸く鎮靜するに到るが如きは之が好箇の例證である。

被拘禁者が拘禁生活より大なる影響を、特に精神上に受くる事は固より當然の結果であるが、殊に他に心を轉じ氣を紛らすべき機會に乏しき獨居拘禁者にあつてはその監房の構造や天井及び壁面の色調よりも大なる心理的影響を受くべきことは、色の心理的特質より考察して想像するに難くないのである。従つて監房の如きは單にその構造上のみならず、又天井及び壁面の色調に就ても考慮を用ひるの必要がある、例へば新入監房、懲罰房の如きにあつては沈靜的にして多少鈍重味を帯びたる色調を以て可とすべく、釋放前の者及び一般受刑者を收容する監房の如きにありては、精神を沈靜せしめ而かも甚だしく寂寞感を起さしめざる色調、例へば灰白色又は少しく青味を帯びたるものを適當とすべく、又憂鬱患者の如きは幾分刺戟性を有し且つ温か味ある桃紅色を帯びたる明るき監房に收容すれば之をして快調ならしむるを得べく、躁狂患者や發揚性の者に對しては、藍青色の如き冷やかな感じ靜肅な感じを有する色を用ふれば

ば之を沈靜せしむる効果が見られるのである。之に反して、憂鬱患者を北向の鈍褐色又は藍灰色の監房に收容し、若くは躁狂患者を紅色を帯びたる室に收容するが如きことがあれば、益々其症狀をして重からしむるに到るのである。筆者は曾て某所に於て凡ての監房の壁面が皆一様に毒々しい鐵丹色を以て塗られて居るのを見たことがある、斯くの如きは全然色の心理的特質を無視した者と言はなければならぬ。

收容者の種類に應じて、それぞれ適當なる色を選びて着色すべきである。又この監房壁面の下部を着色することは、その汚濁を防ぐ上から見ても有利であつて、同時に在房者の眼に對し直接反射光線の射入を防ぐから頗る衛生的である。而して總て色は赤、綠、藍等の原色又は青、黃、藍等の純粹なるもの程強烈にして眼を刺戟するを以て、單り監房の壁のみならず、總て家屋の壁面の色調はその濃度と純度を透下して柔めたる第二次、第三次、第四次等の色を配合したる淡いものを用いるを可とするのである。又壁に

は屢々病的菌の附着するにありて、膠質塗料の如きは最も細菌發育の虞あるものなるを以て、病毒の附着し易き病監の壁の如きは容易に消毒し得る構造とすべく、之を板張りにするが如きは最も便利ならんと思はれる。而して塗料は石灰塗料が最も衛生的にして良好のやうである。以上述べたる如く監房等の天井、壁の配色は物理、心理、生理、衛生上等より考察して決すべきものにして、決して一些事として輕々に看過すべきでないと思ふ。(一一・四・一四)

## 交換教誨

刑 屋 老 龜

教誨發展の中心問題としては吾人二大問題を懷抱して居る。一は教誨師の人格、信念、常識、其他内的問題として居る研究である。一は行刑上の組織、教誨の實際的尊敬、即ち外的問題として教誨を重んずる事である。此等は何れも少しづつにしても實現しつゝあるのを喜ぶものである。

教誨が十年一日の如くにして毫も進歩しないなど故言する皮相觀察者は論外として吾人教誨師として省賣得の第一に置くべきものは、今日の教誨が決して満足すべき状態にあるものでない事である。理想は遠い、飽くまで奮進せねばならぬ必要があるとすれば小成に安んじてはならぬ

い。小成に安んじ易きものとしては井蛙の見解である。自己のみを知つて他の状況を知らないものほど小成に安んじ易きはない。茲に於て教誨——殊に集合教誨の比較研究を懇叫したのである。

教誨師として比較研究の困難なる地位に在るものは支那勤務の人である。その次は教誨師定員の少ない本所の人、その次はその刑務所の位置が不便なところに在る人である。無論例外はあるにしても、大體から見れば此の如き人でも常に刺撃を受け得らる場所の人、又はその人の素質の非常に良い人などは別として、一般的に見るときは烏なき里の蝙蝠となり易い。たとひ東京なり大阪なりに勤務して居るとしても當人の心懸け如何によりては獨りよがりには陥らぬことも限らない。

集合教誨の實質の内容は如何にして盛るべきか、時代の要求は那邊に存するか、此重大なる問題は獨自の研究によりても解決出来ぬとは言はぬが他の刑務所の教誨状況を比較研究する事によりて大に悟るところがあるのである。今や教誨は辯舌的技巧の要求よりも内容の眞摯なるもの、現

本省が二三名の指導的教誨師を選抜して、今日の活動寫眞を巡回せしむる如く、全国各地の刑務所を巡回教誨せしめ、一面に職員に對する修養講話を爲さしむるを以て有効なる施設と信ずるものであるが、その外各地に交換教誨を施行する事にしたいのである。即ち東京附近、近畿地方の如き刑務所の近接せる場所を第一として各地一縣に二三又は四五の刑務所が申合せを爲し、毎月又は隔月にても他の刑務所勤務の教誨師と交換教誨を施行する事にしたいのである。

交換教誨の利害を擧ぐれば、

- 一、聽者に關する印象深き利あり、
- 二、相互教誨師に新刺撃を與ふるの利あり、
- 三、此機會に於て一般行刑の研究を爲すの利あり、

弊害としては別に氣付く點がない。強いて言へば珍らしい教誨を聽くに慣れて、その刑務所付の教誨師の教誨を聽くを好まないやうになるこいふ杞憂である。併しこれは眞に杞憂であつて、實際はそんなものではない。若し一步を譲つて此の如き弊害があるとすれば、是に由つてその教誨

代的價値の存するものを要求して居る。徒らに泣かせたり笑はせたりして、大に感動せしめ得たりとするの時ではない、辯舌の技巧も無論大切に違ひないが、これは第二次的若くは第三次的のものとなつた。教誨師の人格が第一義であるとすれば、教誨の内容意義が第二義で、辯舌技巧は第三義であらう。彼の講談師然たる教誨は、所謂人氣がよいかは知らぬがその効果は多く見るべきものはない。

教誨資料として新しいものを用ひ、古いものを棄てるの必要は申すまでもないが、徒らに新らしがつて脱線するのも實めた話に非ず。徒らに古い／＼と弊履を棄つる如くに良材を蔑視するのも愚である。古いものを新らしく使用し、新しい事實も取捨する處に教誨師の手腕は存するので、故千輪性海老が、嘗て吾人に語るに、「論語に此の如き教訓がある」こいへば古臭いが、「今朝出勤前論語を讀み行くうちに此くの如き語あるに感じた」といへば、三千年前の論語が今朝の論語となるといはれた事がある。此の如きは大に研究玩味すべき教訓である。

此研究は比較に限る、吾人は教誨改良の一條件として、師は多大の刺撃を受け、大に奮勵する事になるであらう。此利益は以て少許の弊害を償ひ得て餘りがある。

我大阪刑務所にては昨年來、教誨師の申合せにより隔月の見學をして來ても本人の爲めには多大の利益があつて、長くその印象を止め得て機會ある毎に能率を増進する。恨むらくはその費用が各自毎月の酬金に依つて支辨せらるゝのであるから、遠方までは出る事が出来ない。僅に近府縣を見るに過ぎないのであるが、それでも非常に効果があつて何かの話の序でも甲乙の比較談が出て、聞くものにも少からぬ參考となつて居る。

吾人の希望は教誨研究の爲めの交換である。普通の見學より以上教誨に資する利益は多いであらうと考へる。果して利益ありとすれば出張旅費の點はその筋の御考慮に預りたい。自費を以て試みられるれば結構であるが、場所によつては一泊位はせねばなるまいから、これは他力を仰ぐの外はあるまい。



# 英國の刑務所に於ける醫務補遺

司法省衛生官 芥川信 摘譯

## はしがき

余は昨年八月號の本紙でエベリン卿の著書に基いた英國の監獄制度に於ける醫務を紹介したのであるが舊冬又ホツプハウス (Hobhouse) 及びプロックウエー (E. Brockway) の兩氏によつて昨一九二二年に著述された「現時の英國刑務所」(Present Prison Policy) といふ七八頁にも亘る大著述を入手したので、其の中に記載された醫務に關係ある部分を摘譯してこの前の補遺としたのである。

## 一 收容時に於ける拘禁者の健康状態

收容時に於ける拘禁者の健康状態が普通人に比して等しいか否か、認めをたつた。のみならず、彼等は、詐欺犯の場合を除いて、犯罪人は普通人よりも、其平均身長に於ては一乃至二吋又其平均體重に於ては三・七五ポンド少ないことを發見した。

ゴーリング博士のこの研究は、本來懲役刑を受けた者に基いてをたつたものであつたが、彼の其後の研究、即ち懲役刑を受けた者及び地方刑務所に於ける拘禁者の體格の比較統計によれば、兩者は互に益々相一致してをるのを示してをたつたのみならず彼の結論は漸次地方刑務所當局によつても保證されるに至つたのである。又一九〇八年に行刑醫務監督官 (Medical Inspector) 故スモレー博士は (Dr. Smalley) は、犯罪人階級の大範圍に於て智育及び徳育が非常に低下しておるといふ事實は少くとも身體の健康状態と相平行してをると報告したのである。又、ペンントンビュ (Penntonbury) 刑務所の醫官は一九二二年中に其刑務所の病院に收容された總数は七〇六人であつたが其の中で二三九人は刑務所に收容と同時に病院に收容されたのみならず、此等の者の中一八九人は、其全拘禁期間中病院に滞留したと言

英國の刑務所に於ける醫務補遺

いが優れてをるか劣つてをるかの問題は、犯罪の原因收容後の處遇釋放後の保護等に、非常に重大の關係をもつておることであるが、未だ定説はなかつたのである。然し此等の點に就いて調査した、一八九五年の省委員會 (The Departmental Committee) の報告によると、拘禁者は其身長體重營養及び精神状態に就て普通人の平均よりも著しく低下して居ると述べて居る。又ロンプロゾの犯罪人型説に反駁を加へるの立證を爲したことで有名な保健技師故チャールズ、ゴーリング博士 (Dr. Charles Goring) も、犯罪人は、平均して、普通人より肉體並に精神上に於て、低下してをるのをつて居る。

此等の點より考へるに、收容拘禁者中の大多數は、既に其の收容時に於て身體及び精神上に障礙を蒙つてをることには明かである。

## 二、拘禁の健康上に及ぼす影響

斯の様に收容時に健康の標準以下にある拘禁者は拘禁によつて怎麼影響を蒙るだらうか。吾人が若し刑務所内の病院にをる拘禁者の數と社會の病院で受療中の拘禁者の數とを合せたならば刑務所は罹病し易い所であると言ひ得るであらう。一九二〇—二二年に於て斯の様な罹患拘禁者の一日平均數は二二〇四人であつて全一日平均拘禁人員の一四・三二五%に相當したのである。然しながら疾病であるに報告された此等の罹患拘禁者中の大多數は全くの輕症例へば便秘であるとか頭痛であるとか、胃障礙であるとか、咳嗽であるとか、又は切傷であるとか等に罹患したものであつて社會に於ては單純な家庭醫療を受けるに過ぎない程度のものであるのに拘らず、刑務所であるが爲めに醫官を煩らす治療を受けて居るのである。

刑務所に於ける健康診断の一つの目標は體重の秤量である。毎月の報告で受刑者が體重を損失した事を示さない限りは、健康であるを認められるのである。多くの醫官は、此等の體重考査は、健康状態を評價する上に於て、明に満足すべきものであると、認めてをるけれども、二三の醫官は次の様な論據に基いて此等の體重考査を評價してをる。

體重の考査は、多數の人々の一般健康状態を判断するに當つては、完全な方法であるけれども、各個人の健康状態を判断するに當つては、寧ろ不完全であるのは免れられない。大多數の人々が、體重を減少した場合には二三の不良因子が存在してをることは確に認めることが出来る、又其體重が普通に止つたならば、其健康状態は正常であることは、明に確めることが出来る。然しながら、體重を減少して、全々健康な人があり、又體重を増加したのに拘らず不健康である人はあるのである。故に將來各拘禁者の健康状態に付いて、吾人の論據以上細心に注意せられる時代に至つたならば、體重考査の批判に對する根據は益々薄弱になるであらう。

公報によると拘禁が肉體並に精神兩方面に於て怎樣影響を齎らすかと云ふに拘禁は肉體と精神との健康を改善するのとである。一八九四年迄の間に於いて、諸種の條件が比較的佳良でなかつた時ですら、刑務所委員会は英國に於ける刑務所内に居住するところは健康を保持するのに適してをると其年報に主張してをる程である。又某刑務所長の如きは一體拘禁生活といふものは、肉體の健康を常に改善するばかりではない、精神上に於ける二三の衰弱をも漸次改善するものである。そして斯の様に良い結果を齎らすのは刑務所には懲罰のあること、刺戟のないこと就中飲酒することのないこと異性に因る刺戟のないこと等が其主要な原因をなしてをるのであると、稱へてをる。又某刑務醫官の經驗によれば、刑務所は多數の人々に對する一種の休養所であつて、殊に健康を改善するには頗る効果があるとのことである。勿論この醫官の説は彼れと同僚の一部分からは賛意を表でられてをるのである。然しながら他の方面に於ける二三の醫官は此の觀察には賛成しないのである。甲曰く或る場合に於ては拘禁者は精神上に於いて苦しむと、乙曰

く、拘禁の影響は長期刑の場合に於ては、肉體上にも精神上にも有害であると。丙曰く、拘禁者が健康上に於いて侵害される範圍は少くないものであると。丁曰く、拘禁者は健康上に於ては改善の方向に向はないと。

この問題に就てのゴリソ博士の概括的の結論によると、拘禁者は肉體上にも又精神上にも明に侵害は受けない然しながら或る點に於ては變化を生ずるものである。例へば拘禁者に於ては、災害及び傳染性疾患に基く死亡率は一般社會に於ける標準より少ない。之に反して、自殺及び外科的手術に基く死亡率は頗る多い。又結核に基く死亡率は社會と殆んど平均を保つてをるを、云ふ様な諸點を發見してをるのである。然しながら此等の結論は、地方刑務所よりも食物が佳良である懲役監より得た根據に立脚してをるのには注意すべきことである。尙又このゴリソ博士の健康状態考査法は専ら體重の秤量であることにも注意すべきである。

ゴリソ博士の結論に反して吾人の得た論據によると拘禁は健康上に眞に有害であることを指摘してをるのである。

吾人が保護した釋放者中の七十名は述べてをる。拘禁は一般衰弱の原因となつたと。又三十五名は述べてをる。拘禁は受刑者の神経系統を著しく侵害したと。又二十九名は述べてをる。彼等は自己の消化機能を侵害せられたと。又十六名は述べてをる。彼等の眼は障碍されたと。又十名は述べてをる。彼等の肺は障碍されたと。要するに此等は主要な悪影響として報告されたものであるがなほ此の外に記載すべき程度のことは多くあつたのである。のみならず此等の事實を保證してをる此等釋放者の大多數のものは食物が非常に變化された戦争時代に拘禁され又比較的慰安のある状態に置かれたのであつた。故に以上に述べられた様な事實を二三承認するのは至當と考察されるのである。

故に此の拘禁の健康上に及ぼす影響に就いて種々累述された論證によつて此等の點を考ふれば吾人の結論は次の様になるのである。即ち短期刑に處せられた受刑者の多くは假令或る場合に於ては、短期刑の緊張の爲めに、不幸な影響を招くことがあるとはいへ、入所時に彼等の多くは其健康状態を低下してをるが爲め肉體上の健康は改善されるの



である。然しながら地方刑務所に於いて、特に長期刑に服してをる如きもの場合に於ては、彼等は一般に著しい衰弱を來すばかりでなく、極度に其生理的の勢力迄をも失つて、神經の緊張の激烈なのに苦しみなほ事情によつては肉體は浮腫狀を呈し或ひは施綴を來すこともある程である。其他精神上に及ぼす影響に就いては、他日詳細に述べやう。

### 三、刑務所に於ける死亡率

當局者は常に刑務所に發生するところの死亡を防止しやうと留意してをるのである。一規程によるに、醫官は患者の生命が刑の執行を持續することによつて危険であると或は患者が自己の刑に耐え得ないとか或は患者が全々刑務所の制裁に、永久に適し得ないとか等の意見を持つに至つた時は、何時でも右に關する意見及び根據を、所長に書面によつて、報告すべきことになつてをる。これによつて所長は同伴を遲延なく委員會に提出すべき責任を有つに至るのである。この提出の結果は刑務所外に於いて患者に對する保護條件が適當であることが明かであつたならば、必ず

大低の場合には彼に對する釋放の命令となるのである。否な時としては刑務所に於いて彼等を拘禁することは寧ろ頗る人道的である様な場合でも拘禁者は釋放せられるのである。

一九一八年一月十八日にシュルースバリー刑務所に於いて開かれた審理に際して檢死官は釋放されたばかりの患者であつて其退出の途中の階段で死亡したものと又は鐵道列車の中で死亡したものと等のあつたのを注意したのである。

故に檢死官の爲すべきところの檢死は刑務所に發生した死亡の何れの場合にも行はれなくてはならないといはれてをるのである。

なければならぬ。即ち刑務所に在留するよりも釋放した方が拘禁者にとつてその位置が不良でないといふ保證が存在する場合には拘禁者は釋放された方が適當なのである。然るに此場合此等の事情を調査するの暇は少ないのみならず時として患者は突然危篤に陥り爲に彼を移動することは彼の生命を危険にさせることがあるのである。

兎に角頻死の疾病に苦しんでをる拘禁者を釋放するところの政策は、拘禁者の死亡率を、比較的に低下するものである。因に戰前一九二一—一九二四年間並びに一九一九—一九二〇及び一九二〇—一九二一年の地方刑務所に於いて死亡した數字を掲げれば次の通りである。

縊死及自殺  
以外の死亡

拘禁者に對  
する千分比

一九一—二二、	九七人	〇、五〇
一九二—二三、	七〇人	〇、三八
一九三—二四、	九三人	〇、五五
一九九—二〇、	三一人	〇、九八
一九二〇—二一、	四三人	一、一四

英國の刑務所に於ける醫務補遺

一九二一—一九二二、

四三人

懲役刑を執行してをる地方刑務所に於ける死亡率は一九二〇年には七、六%であり一九二〇—一九二一年の死亡者数は一二名を算して一日平均拘禁人員一、〇〇〇人に付き八人であつて自然的原因から來てをるやうである。

刑務所に於ては、收容後間もない拘禁者間に多數の死亡者が發生したならば、特に注意を要するのである。一八八五年以來内務大臣ウイリアム、ハーカート卿 (Sir William Harcourt) は裁判所に通牒を發して、刑務所は懲戒する場所であるから拘禁者が死に瀕した様な状態や或ひは全刑期を其病院で過すやうな状態で收容されると刑務所本来の目的を達することが出来ないから死に瀕した者を刑務所に送致することは細心の注意を以て禁する様に希望したのである。然しながら實地家はこれに反して危篤病者の大多數は刑務所に送致されなくてはならないと主張してをるのである。因に一九一—一九二四年間の醫事總計の示すところに依れば、地方刑務所に於て入所後三週日以内に死亡した數は次の通りであつた。

英國の刑務所に於ける醫務補道

一九二二—一九一三、 三〇人  
 一九一三—一九一四、 四〇人  
 四、醫務部員

一八九八年に五名の刑務委員中の一名と懲役部を有してをる刑務所の所長中の一名とは醫家出身者でなくてはならないとの規程が制定された。そしてエイチ、ブライアン、ドキン卿 (Sir H. Bryan Dinkin) は任用せられたのである。

彼は一九〇九年に辭職したのであるが、なほ名譽醫家顧問 (Honorary Medical Adviser) として刑務所長會議に於て發言權を保有してをる。目下委員會に於ける醫家委員は、以前刑務醫官兼醫務監督官として活動したダイエル博士、(Dr. Dyer) である。刑務委員會に現に醫家の代表者を有してをるから満足すべきことであるのに不拘、刑務醫官中には吾人醫官の任命は刑務所に於ける醫務部員全員の選舉によつて實行すべきものであると主張してをる者もあるのである。而して此の如く批難するところのものは刑務委員等は吾人醫官を推薦するに當つて、注意することが少いと云ふことを屢々耳にするからである。

乍らキャンブ、ヒル豫防拘禁所 (Camp Hill Preventive Detention) は例外としてパークハルスト (Park Hill) に於ける懲役監に勤務してをる醫師を便宜上囑托してをるのである。又リバープール刑務所の女子懲役部 (The women's convict section of Liverpool prison) 及びメイドストーン (Maidstone) 刑務所の男子懲役部の如きも地方刑務所の醫官を以て兼務せしめてをる。又ブリックストン (Brixton) ハローウーイー (Holloway) リバープール (Liverpool) 及びパークハルスト (Parkhurst) の四刑務所は通して三名の醫官をマントチェスター (Manchester) ベントンブイユ (Bentonville) 及びウアームウッドスクラツプス (Wormwood Scrubs) の三刑務所は通して二名の醫官を有してをる。其他三十一ヶ所の小刑務所に於ては唯だ囑托醫官を雇用してをるのである。

英國の刑務所に於ける醫務補道

醫官の昇級は目下は勤務年限に關係してをるのであるがこれ迄は刑務所の拘禁人員に關係してをつたのである。随つて此結果は醫官に對し刑務所の拘禁人員を減少させる誘因とならなかつたばかりではない却つて増加させる誘因となつたのである。刑務所の大さ即ち拘禁人員が増加すればする程仕事は増加し昇級の機會は多くなつたからである。それ故に醫官は拘禁者數の減少することを歡ばなかつたことは明かなことである。

各刑務所の醫務衛生状態を監督する爲めに一名の醫務監督官がある。彼れは彼れの職責として週期的に刑務所を訪問し衛生設備に、食物の給與に、病院制度の種々の事項に對して特別の注意を與へ又は一般的に醫學上に於ける注意をも加へてをるのである。勿論此等の監督は短日間に多忙に行はれ且つ表面的であるけれども時々、の進歩には効果ありといふことに多くの實務家の説は一致してをるやうである。

又各刑務所は拘禁者の保健に就いて特に責任を以て注意するところの醫官を少くとも一名有してをるのである。然

こゝは技術上に利益である然らずむは醫學上の知見を狭小にさするものであると、又は曰く專任制度は佳良であると思ふも然しそれでは小刑務所に於てはそれに對する充分な仕事があるとは考へられないと。之に反して專任制度は利益であるこ主張する醫官中の甲は曰く、刑務所に於ける醫官の職務は一人の囑托醫官によつては由來完全に實行が出来ないものである。拘禁者の精神状態について適切な調査をすることは一人の囑托醫官では不可能である。斯くの如きは半日勤務の人が尋問する以上の時間を要するものである。

職つて釋放者側の或る者は觀察して曰く囑托醫官は頗る多忙であつて表面的であるこ。又或る他の者は曰く彼等囑托醫官は頗る人道的であるけれども刑務所の規律に従ふ者は少い。

以上醫務部員のことに関して種々述べたが猶刑務醫官はジェームス、デューボン博士 (Dr. James Devon) の云つてをる様に刑務所に於ける官吏の中で最も權力あり且つ最も自由の手腕を有してをるものである。醫官は拘禁者に食物を

増加することを命ずることが出来る又特別食を支給することとを命ずることが出来る。又彼等をして作業の一部を免除することが出来る。彼等に對して特別の作業（戸外に於ける作業を含む）を附課することが出来る。彼等に對して規定外の運動を爲さしめることが出来る。減食罰或ひは獨居拘禁を禁ずることが出来る。何時でも病院に收容し或ひは雜居寢室に考查室 (Observation cell) に又は顯癲室 (Maniac) に彼等を收容することが出来る。又彼等に窄衣 (Strait jacket) を適用することが出来る。刑務所外に於て外科

的治療を受けることを勧告することが出来る。同僚の醫師と共に彼等に精神病者であることを證明することが出来る而して臨檢判事の同意を経て彼等を精神病院に收容し其の後遂に彼等の釋放を推舉することが出来るのである斯の様に刑務官の態度及び才能に待つ處のもの多々あることは一見認められるところである。

## 心猿意馬制御の一良法

教誨師 藤 木 法 林

這回刑務協會に於て、雜誌紙上に奔馬制御の考案課題を與へられたるは、其善導手段としての腹案、眞に妙を得たるものと賞讃せざるを得ず。予は從來各所に於て、時々諸種發明家の苦心譚を爲し、其都度何等かの發明を心かけよう獎勵し來りたるものにて一定の單調なる作業外、貴重なる光陰を無爲に徒費せしむるてふ事は、本人の爲め終

た國家社會の爲め、誠に惜むべき事にして、斯くては單に取り止めもなき空想より空想を描かしめ、邪念より邪念に向はしめ、只無意味なる煩悶病者を以て満たされるのみにて、從て犯則の如き不道德行爲の如き、其多くは生活の餘りに單調無爲なる所より生ずるものにて、所謂小人閑居すれば不善を爲すで、作業外何等か其處に精神を集中せしむ

方法手段に出づるてふ事は、彼等をして空想邪念等より遠ざからしむる最良の藥餌たらしむるのみならず、感化教育上心猿意馬制御の良法たるを深く信ずるものなり。

にして實用に過し事實特許権を得るの價值あるもの擲出するとせんか、本人等將來の爲め且又社會の爲め大に賀すべき事たるに至り、何れにしても發明考案の課題を與ふるは儘かに刑罰施行上感化教育策を一步進めたる最良手段たるを深く信ずるものにて、將來に於ても、時々考案の課題を與へられん事を切望するものなり。

抑發明の如き、或一種の天才にも依り、又は化學的智識の素養を要するは無論なるも亦何等素養なき平凡の人にして、或種の發明を爲すもの往々にして在り、殊に刑務所に拘禁せらるゝものゝ中には、教育の程度種々雜多にして、相當化學的智識を有するもの又多數あり。發明的考案の課題を與ふる決して相應しからずとせず、其證としては今回雜誌「人」に始めて課せられたる奔馬制御の考案各所より山積し、當所に於ても亦一人の熱心家現はれ、殆んど寢食を忘れて熱中した誠に他所の見る目も意地らしく又可愛らしきものあるを見る。たとひ其發明の幼稚にして何等採るに足らざるものなりとせんも、其研究中文にても邪念空想を排除し、其精神を殊勝なる或一事に集中せしむるてふ事は、一は精神統一の訓練ともなり、一は無意味なる煩悶病を漸次治癒する方法ともなり、旁々最も有益なる思ひ付きなるを賞揚せざるを得ず。若し其發明にして如何にも經濟的



藤木氏懲罰法改良論に就いて

# 藤木氏の懲罰法改良論に就いて

西大門 村 田 晚 峰

刑政第參拾六卷第參號所載、教誨師藤木法林氏の懲罰法の改良に就てなる御高説に對し、聊か私見を述べんと欲す現今施行の監獄法は、明治四拾壹年三月の制定に係り、從つて時宜に適せざる點多々ありて、幾分慘酷に失する嫌ひなしとせず。然りへ雖も、法律の改廢は慎重なる考慮を要し、淺薄なる一朝一夕の經驗に依つて、其の可否を論ずるは、餘りに早計ならざるやの感なき能はず。抑々行刑は刑罰の如何に恐るべきかを知らしむると同時に、教養を施し、以て再び如斯罪僻に觸れざらしむる様、人道の正義に導き反省改過せしむるにあり。然るに多年放埒なる生活に馴れたる彼等は、刑罰に依つて自由を拘束せらるゝ身にあり乍ら、往々にして行刑中重ねて反則行爲を敢えてするものに對し應報手段として、懲罰なる強制的手段に依つて、其目的を達成せんとするは勢い止むを得ざる處にして、寸毫

も苛責する事なく、懲罰を科し、法の威嚴を示し、彼等の腦裡に深甚なる刺激を與へ、以て改過遷善の効果を收むべきなり。然るに氏は慘酷なる懲罰を科して、身體に苦痛を與ふるは、如何にも不合理の處置なりと言及せられたれ共受罰者其者が、懲罰に伴ふ身心の苦痛は、前以て熟知せるに不拘敢えて反則行爲を爲す彼等の心狀に對しては、何等同情すべき一點の餘地なき處ならずや。減食及び運動禁止罰は身體に害あるは之を認むるも執行前に於て、醫師診斷し、健康に害なしと認めたる時に非ざれば、執行する事を得ざれば、氏の力説せらるゝ保健上に及ぼす影響の如きは極めて微々たり物事皆一利あれば一害あり、害のみを擧げて利を減するは、所謂片手落の我田論である現今の懲罰法中不合理の點多々ある事は、日常行刑の業に携はるるもの、雖れか思ひを此處に致さざるもの非ざらん。然るに漸次改

藤木氏懲罰法改良論に就いて

## 松山大州 戸 田 要 作

善の要ありと認め乍ら、改められざる所以は、如何に適用すれば可なるやに腐心せるに起因するものにして、早晚一大改革の斷行せらるゝ時期に到達するは必然なり氏が多年研究思索の結果案出せられたる改良懲罰法は再考を要すべきなり。如何となれば、裁判の結果言渡されたる刑罰の執行を終りたる上、更に行刑中の微々たる反則行爲に對し、彼等を鐵窓の下に、引續き留置するが如きは、慘酷も亦極まれりと言ふべし。假りに満期當日まで處罰を保留するとせんも改後を裝ふものあり、裏面に於て如何に險惡なる意志の存在せるかは、窺知すること容易ならざるべし。在監中改後の狀ありと認めたるものが、頻々として旬日ならず再び罪を犯すものあり内心に潜在する意志惡辭を容易に認識する能はざる證なり依て考慮を要すべしと信ず。御説の如く監獄名稱さえ改變せられたる今日、職を刑務の任に奉ずる者、考究熟慮我刑務界の革新に意を注ぎ、名實共に完備したる所謂理想的刑務所の實現に力むべきなり。

教誨師藤木氏は前號に於て懲罰法の改良に就てと題され現行懲罰法の不可を論じ、懲罰を満期當日まで保留し其間犯行に對し著しく反省悔悟の狀ありと認めらるゝものは、全然之れを免除し之れを認められざるものありとすれば、刑務所長の職權を以て満期後一日以上三日以内懲罰として引續き刑務所に留置する方法を設くるを以て懲罰の最良手段でなきかとの御意思であつたが、私は此懲罰といふこととに就て少々愚見を述べさせて戴きたいのであります。元來懲罰は當人に反省を與ふるが爲め一面他戒の爲めであるとして懲罰は須らく即刻的處分を要し、又須らく罰的要素を具備する内容のものでなくてはならぬ、と思ふ。而して懲罰が御説の如く果して彼等の反省悔悟を求むるだけの價値のないものであらうか、矯正し行刑上良果を收めつゝあるは今日の懲罰は過去幾多の實踐に據り一種の教化法であり善化手段である。前記御説の如く假令改正されたとして果してそれ程一般が犯則の恐るべきを知り且つ警戒謹慎等の態度に出づるものであらうか、私は之れ頗る疑問であらうと思ふのみならず寧ろ從來より一層多く犯則者を出だす

ことになりはせぬか、甚だ深愛に植ひすべきものがあらうと思ふ。何故ならば縦ひ幾度犯則を累ねるとも、結局數ヶ月或は數年後の満期に於て一日乃至三日の留置處分さへ受くれれば事足りりと冷視せん、其結果紀律違奉の念日々衰頹し果ては幾多の反則者を出だすに至るは必然のことであつて結局彼等をして自由我儘に在監せしむるにたりはせぬ

## 英國今日の監獄制度

### 監獄制度研究會の報告

この研究會は一九一九年創立せられたるものにて、已に三年間その研究を繼續せるものなり。會長はサー・シドニー・ナリビールにして會員としてはヘンリー・ペンティンク、ポートランド・ラツセル、マイグリー・フリー、シドニー・ウエツプ及同夫人、ドクトル・ステフェン・ホツプハウス、バーナード・ショウの如き各方面の政治思想を代表する人々を網羅せり。該報告は大戦中長く禁錮せられたるスデヘン・ホツプハウス又ヘンリー・プロックウエーの兩

か、斯くては行刑上實に由々しきとにあらすや、斯かることは到底多數の統制は爲す能はざるものと確信する。併し現在の懲罰が必ずしも時代に順應した適切なるものであるといはぬが、之れを改良するには慎重なる考慮と熟議を要することと思ふ。更に一考を煩らはしたい。最後に深謝致します。

氏の編輯する所にして、且大部分兩氏により記述せられたるものなり。

同會は會員諸氏の品性名聲共に高きにも拘はらず英國内務省は公の報告を供給することを拒み且各監獄の幹部に命じて各種の實例を提供することを拒ばしめたり。然れどもこの命令の各地の監獄に到達せざる前に已に早く五十人の監獄官吏よりの回答に接するを得たり。該報告中には二十二人の巡回典獄及三十四人の在監者保護協會の派遣員よりの報告あり、各種類に屬する釋放者よりの二百九十個の陳述あり。

### 一 談話禁制の惡制度

該報告は特に獨房に於ける個別監禁の惡影響を述べ且右につき驚くべき多くの證據を舉示したり。

一 巡回牧師は曰く、

「個別監禁の第一月は何等改後の状態を認めず。それは馬鹿氣たる矜忍にして、且心術洵治策として甚だ拙劣なり。それは單に或者をして狂せしめ、或者は之が爲に憤怒の餘り心を傷り、第三の階級に屬するものは之が爲めに人格を破壊せらるゝに至る」と。

或僧侶は曰く、

「個別監禁の初期は何等認むべき効力なく、且殘酷なり。彼等は伴侶を要する時に於て却て幽閉せらる」と。

保護協會の派遣員は曰く、

「個別監禁は屢受刑者の心理を冒かすこと甚だしきものあり」と。

一看守は曰く、

「この制度より生ずる如何なる利益も一ヶ月の個別監禁の精神上並に肉體上に齎らす危険を償ふに堪らず」と。

初期を過ぎて、集團作業の特權の獲られたる後と雖、獨房監禁の組織は變更せらるゝこと甚僅少なり。多くの監獄に於て各作業日獨房に於て囚人の費す時間は二十四時間中

十七時間半にして、土曜日及日曜日に於ては十九時間乃至二十時間なり。故に集團作業をなす者にとりても實際は大部分分離監禁せらるゝと云ふべく、その惡影響は收監中を通じて除かれざるなり。

固よりこの談話禁制の規則を守るものは甚だ少し。若し守るものあれば、精神上重大なる影響を蒙ること勿論なり。

一 免囚の陳述に曰く、「若しこの規則を無理に強制することができれば受刑者の九十パーセントは數ヶ月の内に氣が狂つて了ふ。私は心から此規則を守らなければならぬと感じてゐた一人の受刑者を知つてゐる。彼は自分の仲間との一切の談話と交通とを断念しようとして試みた。而して三ヶ月の終りには精神に缺陷あるものと看做されて送還されて了つた。ポートランドにゐた若者は談話した爲めに罰されて、以後再び談話しないと誓つて其誓ひに背かなかつたが、その結果は彼は白痴のようになつて了つて、作業の際變な怖ろしい顔をして立つてゐるのが見られた」と。此くの如き極端な例は甚だ稀なり。受刑者の大多數は決して沈黙を守らむとするものなければなり。一監獄吏は曰く、「予は在

監中の或部分の人々の精神缺陷に就てはこの理不盡なる不自然なる制度の責に歸すべきものなるを疑はず」と。受刑者は纔かに談話禁制の規則に背くことによりて彼等の精神上の均齊を全ふするを得るのみ。然れ共之が發覺を免がるゝ爲めに必要な狡猾と虚偽とは徳性を破ること尤も大なりと謂ふべし。

## 二 監獄組織の諸缺點

談話禁制は制度中唯一の缺點にはあらざるなり。自尊心は組織的に破壊せられ、自己表現の機會は獄中生活の到處に壓抑せらる諸建築の單調陋穢なるは人心をして萎靡鬱屈せしむ。作業は殆んど機械的にして且大部分は徒勞にして益なく、手工の腕の冴えともいふべき彼の創造的能力の如きに至ては總て阻止せられて發揮するに由なし。纔かに瞬間の閉閉によつて戸口より差入れらるゝ食事は受刑者を遇する恰も檻中の獸の如き觀あらしむ。攝生の設備は劣悪不潔を極め衣服は汚賤にして屈辱的のものなり。教育は最も低級に止められ而かも二十五歳以上のものには授けらるゝことなし。受刑者の大部分は娯樂に接するの道なく講演

音樂の如きは之を利用し得ること甚だ稀なり。信書の發受は在監二ヶ月後にあらざれば許されず。接見を許さるゝの條件も甚しく屈辱的にして多くの受刑者は寧ろ面會を避くるに至る。斷食獨房監禁及接見信書の差止の如き懲罰は往々にして無邪氣なる言語及私なき行爲にも科せらるゝことあり。受刑者の健康は虚病を裝ふとの疑ひの爲めに常に急諸に付せらる。

## 三 發狂と自殺

この研究により明白にせられたる最顯著なる事實は獄中に於ける發狂と自殺とに關するものなるべし。獄中に於ける發狂の比率は一萬人中三十六、六人にして、普通人口中の比率の十倍に相當す。この發狂の原因が大部分英國の獄舎生活に存するは發狂比率が在監年限の延長に伴ふて増進するにより知るべし。禁錮三ヶ年半の後發狂者と證明せらるゝ受刑者の數は在監第一月に於て同様に證明せらるゝ受刑者の數に比して殆んど三倍の多きに達す。

自殺を防がんが爲めに種々周到なる注意の拂はるゝに拘はらず、獄中に於ける自殺の比率は獄外に於けるよりも三

倍多し。該報告に曰く、「在監日數纔かに數ヶ月に亘ると雖猶且大部分とは言ふ能はざるも可成多數の場合に於て記憶、精神統一及意志力を阻害するに充分なり。長期の宣告を受けたる受刑者の場合に於ては此精神傷害の過程は豫期せざる早老か或は小兒に見るが如き心力の薄弱を來たすに足り、終に彼をして能率に富める常規の生活に堪えざらしむ」と。

該報告は三千の在監者に試験を施したる後、別に法治的なる社會より離れて特に生來の犯罪型と稱すべき者なし、唯禁錮の過程其自身かゝる型を作り出すのみとのドクトル・チャーレス・ゴーリング氏の結論を裏書するものなり。「監獄制度は時に善良なる囚徒を作ることありとも、斷じて善良なる市民を作り出すことなし」と。

## 四 再犯者

千九百廿年—千九百二十一年の統計によれば、男監の五十四パーセント女監の七十三パーセントは少くも前科五犯を有せりと。該報告の一章は監獄に關して二十三人の出獄人の爲したる陳述を列舉せり。中に曰く、「人の衷に存する

善きものを汚下するこの禁錮の宣告を如何ともする能はず。「この生活は人をして野獸に等しからしむ。一片の善徳さいへども破り盡されざるはなし。若し汝にして予を見るならば、人と獸との間に何物の存するあるかを注視せよ」、「今やこの宣告は予をして毫も改善せしめたることなし。唯予をして鄙吝ならしめ姦惡たらしめしのみ。予は今より假借する所なく人間を待たんと。「牢獄の予に對して爲したるは唯一事のみ。そはかくの如きものを認容して怪しまざる社會に對して報復の念を予の心中に植え付けたるのみ」。予は自ら墮落するに任かず」、「彼等は百人中の一人をも改悛せしむる能はず。若し一人の改悛せるものありとせば千人のものは入獄せる時よりも更に十倍悪化せり」。他皆之に類せるものにして多くは甚しく罵詈雑言の口吻を用ひたり。

## 五 收監の好果

政治犯人或良心の抗拒犯者は彼等の獄中に於ける經驗より生じたる何等かの好果ありやとの問ひに對し、二百十八人中百三十四人は型の如く一般制度を非難したりしが二三

の利益をも認めたり。その利益の中には、

- 一、讀書及冥想の機會あること
- 二、祈禱及宗教的考察より生ずる精神上の利益
- 三、忍耐及同情についての教訓
- 四、刑罰改良に資すべき躬自らの尊き経験、

の如きを挙げたり。

然れどもかかる例證は之を冷靜に觀察すれば當然吾人を  
して拘禁の利益なるものは之を要すること少き人々により  
て經驗せらるゝものにして、他の意志強からざる一層多く  
犯罪的傾向を有てるものをして有害なる感化を受けしむる  
ものなりと結論せしむるに至るべし。政治犯或抗拒犯中彼  
等の告發せられたる罪科に關して自説を改むるといふ意味  
に於て改心するものは恐らく一人もあらざるべし。他の罪  
人中には眞に改心したる實例はなきにあらざるも、一般の  
結論としては懲治及獄則はかかる好果を生ずるの力甚だ乏  
しと云ふに在るが如し。

### 六 改良傾向

該報告は結論に於て現在の刑罰上の諸原則の速かに改め

織の缺點と弊害とに對して委員は責を負ふべきものとせ  
り。千九百二十一年右委員長の辭職以來種々の點に小改良  
は施されたるも、然れども此等の改良は組織の根本的缺點  
に觸るゝ所なかりき」云々。

この研究會の會員の高尚なる性格は罪人に關する英國監  
獄制度の攻撃の決して不條理なる偏見或は狂妄なる神經過  
敏に出づるものならざるを證して餘りあり。該報告は根本  
原則として犯罪者の革新を念頭に置かざる抑壓的なる方法  
を痛撃したり。

英國の監獄制度に對する最善の辯護は千九百二十一年出  
版せられたる著名なる監獄委員長サー・エベリン・ラツク  
ルスプライス著「英國の監獄制度」中に之を見出すを得。  
多くの改良の著者の委員長在職中爲されたること疑なきも  
該報告の第二十三章は有名な委員長の見解と陳述とを容  
赦する所なく評論せり。イングランドに於ては此ブリズン  
コミッショナーは大ブリテン内の總ての監獄管理に關す  
る規則を作るものなれば、イングランドに於てはアメリカ  
に於けるよりも一層容易に、賛否は別として、制度に對す

られざるべからざることを力説したり。刑罰は今や已に目  
的にあらず、「犯罪及其の裁量は從來の判官より一層理想  
高き一層有爲なる判官に委ねらるべき問題なり。犯罪を阻  
止せむとする意圖も猶且信頼すべき動機にはあらざるな  
り」と。

犯罪に對する治療策は救貧、教育の普及及び之に類する  
諸問題の對策と同じく重大なるものにして、特に犯罪學上  
よりのみ取扱はるべきものにはあらずして、廣く政治的に  
取扱はるべきもの也、犯人が日常生活より引き離さるゝこ  
となくして「贖ひ」を爲すの機會を與へらるゝアメリカ流の  
方法によるプロベーション(保護制度)の制度は最も推奨せ  
らるゝ所なり。このプロベーションの候補者として認むべ  
からざるものは智あり情ありと知られたる男女の保護の下  
に訓練と慰藉とを受くべきなり。

### 七 改革

該報告はサー・イー・ラツグルス・ブライスの二十六年間  
その長たりしブリズン、コミッショナー(監獄委員)の  
主義及行政振りにつきまびしき批評を加へ、英國の監獄組

る判断を下すことを得るなり、アメリカに於てはかかる統  
一なし、合衆國に於ては談話禁制の如き不道徳なる不法な  
る規則を凡ての監獄に課することは到底不可能なるべし。  
該報告は收監されたる人々の事證を公にしたる點に於て  
非難され得ざるにあらざるも、この大部の書冊が此世紀の  
刑事學書に重要な寄與をなしたることは許容せざるべか  
らざる也。(Prison Journal)











従來の法令は明治二十三年に出來た官吏恩給法と軍人恩給法を基礎として、官吏遺族扶助料法、教職員退職料及び遺族扶助料法、法巡查看守退職料及び遺族扶助料法などがある外に、猶その時々が必要に迫られて公布した法律と勅令とが、明治二十三年から一昨年までに約四十の多數に達し、而も一方では明治九年の陸軍恩給令、十六年の海軍恩給令、十七年の官吏恩給令などが存在してゐて、實に煩雜且不平衡の點が少なくなつた。それ故今回の改正に依つて上記の法令は悉くこれを廢止して、一つの恩給法で總てを網羅することとなつたのである。即ち新恩給法の適用を受ける人々は廣く「公務員及びこれに準すべき者並にその遺族」といふことになつた。

### 公務員とは

「公務員」といふのは、文官、軍人、教育職員、警察監獄職員及び待遇職員であつて「公務員に準すべき者」といふのは、準文官、準軍人及び準教育職員のことである。文官「といふのは、軍人又は官内官以外の官族」といふことになつた。

吏で國庫から俸給を受けて居るもの、ことである。「準文官」といふのは、高等文官候補列任官見習及び國庫から俸給を受けないが併し特に勅令を以て指定せられた官吏のことである。次に「軍人」といふのは、陸海軍の現役、豫備役、後備役又は補充兵役に在る者並に國民兵役に在つて召集せられた者及志願によつて國民軍に編入せられた者である。又「準軍人」といふのは、見習士官候補生及び勅令を以て指定する陸海軍の學生生徒のことである。

次に「教育職員」といふのは、府縣立の師範學校長、公立の學校若しくは圖書館又は在外指定學校の職員であつて國庫より俸給を給せぬ官に在るもの及び列任官以上の待遇を受けるもの、ことである。又「準教育職員」といふのは、官立又は公立の學校の職員であつて勅令を以て指定せらるるものを云ふのである。次に「警察監獄職員」といふのは、警部補、巡査、陸軍警査、海軍警査、貴族兩院の守衛、看守、女監取締陸海軍の監獄看守及び列任官の待遇を受ける消防手である。次に「待遇職員」といふ

のは、列任官以上の待遇を受ける神宮司職職員、神宮神部署職員、官國幣社の神職監獄の保健技師保健技手、教師、教師、作業技手、感化院職員、矯正院職員などであつてその外に地方待遇職員令に依つて列任官以上の待遇を受ける者その他の待遇職員で特に勅令を以て指定せられたものを含むのである。

### 給與の種類

次に「遺族」といふのは、上記の者の祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及び兄弟姉妹であつて、上記の者の死亡當時その同一戸籍内に在るものに限るのである。尤も死亡當時の胎兒も遺族たる資格がある。

次に新恩給法による給與の種類は普通恩給、増加恩給、一時恩給、傷病賜金扶助料及び、一時扶助料の六種になつてゐて、其内普通恩給、増加恩給及び扶助料は年金であつて、其他は一時金である。従來の法令では此名稱が區々になつてゐて、恩給退職料遺族扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、給助金、賜恤金、一時扶助金など、種々に

なつてゐるが、之等はいづれも今回の恩給法では上記の六種の給與金に含まれることになつたのであるから、たとひその名稱は異つてゐても、きつとその内のどれかに當てはめられ若し直に當てはめることが出來ない場合には、その性質の最も近いものに當てはめることになつてゐる。それ故従來の法令で支給を受けてゐた者、又は従來の法令で支給を受けるべき者は、必ず従前通りにその給與を受けることが出來る、否な従前よりは其の給與額が非常に増加して貰へるのである。

そも、今回の改正の目的は従來の法律規則の統一といふことの他にモ一つ恩給額の増加といふことが主なる目的であつた。

### 平均四割の増加

何分今までの恩給法や扶助法は、三十年も前に作つたものであるから、たとへ時々少しづつ改正増補をしても、到底時勢に適應せず、殊に近來物價が騰貴したためにならず、實情に適さないことに鑑みて、大

いにその給與額を増加したのである。今回の改正によつて國庫の負擔が約三千萬圓増加したといふから、従來の七千萬圓に比して約五割の増加となつたのである。併しこの給與金も一律に五割増しになつた譯ではない、廢兵などに支給される増加恩給は二倍にも三倍にも増したが、普通恩給は平均四割位の増加である。即ち各種の給與金に増加した總額がザツと見て従來の五割増になつたのである。今各給與金について、その増加の模様を述べよう。

### 普通恩給

これは文官、教育職員及び待遇職員は在職十五年以上、警察監獄職員は在職十年以上になつて退職する時は普通恩給が貰へるのである。従來の恩給金額は、退職當時の俸給年額の二百四十分の六十即ち四分の一といふ規定であつたのが、新恩給法では百五十分の五十即ち三分の一と改正せられた。即ち四分の一から三分の一に増加したのである。例へば退職する時年額千圓の俸給を取つてゐた文官が在職十五年であれば、

従前には恩給年額二百五十圓であつたものが、今度は三百三十四圓に増したのである、即ち八十四圓(約三割三分)の増加である。而して在職年数が十五年(警察監獄職員は十年)から滿一年を増す毎に従來は恩給率が二百四十分の一づつ増加したが、今度は百五十分の一づつ増加することになつた。之れも一つの目に見えない恩給増加である。

次に軍人は在職十一年以上になつて退職する時は普通恩給が貰へるのであるが、其の恩給金額は別表で表示されてゐるが、其の從前の恩給にくらべて非常に其の給額が増加されて居る。例へば在職十一年の陸軍一等卒(海軍三等兵)が従來恩給年百二十圓であつたものが百六十五圓に、下士の列任三等(軍曹)百九十二圓が二百五十五圓に尉官七等(中尉)四百五十九圓が五百六十七圓に、佐官四等中佐千二百二十八圓が二千七百六十七圓に増加してゐる。その外の詳しいことは恩給法の第一號表を見れば判る。

常識の泉

増加恩給

増加恩給といふのは、公務員が公務のために、負傷し又は疾病に罹つて、別段退職させられる悪い理由もないのに、退職せねばならぬ時に支給せられる恩給年金である。これは軍人のみに限らず、一般の公務員に適用せられるものであるから、その病傷の原因によつて、戦争の時と平時とに區別してゐる。又その金額も不具瘥疾の程度によつて七階段に分けて規定してある。近來非常によかましい問題であつた機兵の恩給は即ちこの内であつて、今回の新恩給法によつて増額された給與金の内で、この増加恩給が一番の増加の大将である。詳しいことは別表の第二號表（甲號は戦争公務、乙號は普通公務）を見れば判る。この恩給は年金である。

傷病賜金

前號に記した外に一時金の傷病賜金といふものがある。これは下士以下の軍人が公務のために病傷に罹つて、退職又は免役となつたが、併し不具瘥疾といふ程でもないから、前記の増加恩給は支給することが出来ない場合に與へらるゝものである。これは従前一番の少額が七十五圓であつたのが百二十圓となり、一番高額の千圓が千六百五十圓に改められてゐるから、相當の増額といつて可い。詳しいことは別表第三號表（戦時と平時とに區別す）にある。

扶助料

次に扶助料即ち遺族扶助料は、物價騰貴につれて機兵問題と共に大いに世間でやかましく議論せられたものであるが、幸これは大いに増額せられ今回の改正中、増加恩給に次ぐ大増加である。即ち公務員が戦争公務で死亡したる場合の遺族扶助料が従前は普通恩給の三分の一であつたものを二分の一に改正されたことは實に大なる増加といふべきである。即ち三分の一が二分の一になつたが爲に六分の一が増加したのみならず、他方においてその計算の基礎となる普通恩給が従前四分の一であつたのが今回は三分の一に増加してゐるのであるから、扶助料は二重に増加された譯になる前例でないが、年俸千圓の公務員の恩給は従前の法律ではその四分の一即ち二百五十圓、遺族扶助料は更にその三分の一であるから八十三圓餘である、然るに新法律では普通恩給が三分の一の三百三十四圓扶助料はその二分の一であるから百六十七圓となるのである。即ち丁度従前の二倍になつた譯である。

一時恩給

この外に一時恩給がある。これは在職年数が恩給年金を貰ふまでに達せずして退職する公務員に一時金で支給されるものであつて、従前は退職當時の俸給月額額の二分の一に在職年数を乗じた金額であつたが、今回それが俸給月額全額に在職年数を乗ずることに改められた。而して軍人の一時恩給もそれに相當比例して別表（第四號表）が改正された。

一時扶助料

又一時扶助料といふのは、扶助料を支給

る狭い特別の部分であつたが、新恩給法に依つてこれが改正され屯田兵の現役に服した年月日はこれを公務員の在職年數に通算して、普通恩給又は扶助料を算出支給することとなつた。

十月一日から實施

斯くの如く非常に増額された新恩給法はいつから實施されるかといふに實に、本年の十月一日からである、即ち十月一日から恩給も扶助料も一齊に前述した割合で増加されるのであるが、茲に注意して置かれねばならぬことはその受領者の内では或は十月一日から直に増加しない人があることである。即ちこの恩給法を實施するに就いては三千萬圓ほど豫算の増加を必要としたが、政府は十二年度に於ては追加豫算として四百萬圓だけの外財政上融通がつかなかつたのである。それ故本年の十月一日から新法を實施しても、實際に増加額を現金で支給するのは四百萬圓だけで、その他の部分は漸次財政上の都合をつけて支給せらるゝのである。その方法は別に勅令を以て定めらるゝ。

△新營養素ヴァイタ

ミン

次に示す食品の表はヴァイタミンの分布を説明するのである。現在に於ては定量的の測定が無いが、表に於て「十」は存在する事を、「○」は存在しない事を表して居る。「十」の数の多いのは比較的多く含む事を意味する。

種別	種	類	ヴァイタミンA
バター			十
クリーム			十
マーガリン	(ラード以外)		十
	(の要脂より)		十
	造れる物		十
マーガリン	(植物性)		○
硬化油			○

常識の泉

するに必要な条件（在職年數又は遺族の資格等）を缺く場合遺族に支給する一時金である。これも従前よりは増加された。併し改正恩給法の特徴として挙げればならぬことは明治四十三年四月前後の恩給又は扶助料を統一して、今同一率に増額したことである。即ち明治二十四年八月以降四十三年三月までに退官退職又は死亡した文官、看守、陸海軍の看守警査貴衆兩院の守衛又はその遺族が、四十三年四月改正前の俸給令に依る俸給を計算の基礎として恩給又は扶助料を受けて居る場合には、改正恩給法の施行の日からこれに均霑して、その増額が行はれるのである。尤もその増額の方法は別に勅令を以て定めらるゝことになつてゐる。なほ同様に、明治四十四年四月以前に退職した小學校、實業補習學校、幼稚園、盲啞學校その他小學校類似の各種學校の教育職員、逡査、又はその遺族にも新法律の増額利益が均霑せられる筈である。

第二の特色といふのは屯田兵に普通恩給を支給する範圍を擴大したことである。従來北海道の屯田兵が恩給に浴した範圍は頗

魚獣肉	肝臓	腎臓	心臓	腸	カズノコ	ワニの塊辛	野菜と果實	同(乾)	葱	トマト	キヤベツ(乾)	ほうれん草	人參(生)	脂肪類	椰子油	植物性油(普通サラダに使用される物)	小麥の胚子	米の胚子	穀實	白米	白パン	補實	蜜柑	バナナ	野菜と果實	林檎	蠶豆	大豆	豆類	其他(全乳より製す)	同(脱脂乳より製す)	表に依て明なように、一般に動物性のものが割合に多く含んで居る。	グイタミンAは他のB、又はCと全然異なる生理的効果を有つて居る。即ち此グイタミンAは、グイタミンBに代つて脚氣を治することも、又グイタミンCの如く壞血病を防ぐ働もない事は動物試験の結果明らかである。	グイタミンAは動物の長成上極めて重要で、嘗ては成長促進のグイタミンと呼ばれた	事さへもある。而して此グイタミンの攝取に不足を來すような場合には完全な成長は全く不可能である許りでなく健康を維持して行く事は困難で、身體の抵抗力は減退して行つて行く病菌の感受性が増し、各種の疾病に胃され易くなつて遂に死亡するに至るのである。	然らば何故にグイタミンAの缺乏は斯くの如き結果を來すのであるか、此問題は全然判明しない。併し研究の結果、脂肪の新陳代謝と密接な關係を有ち、脂肪に富んだ食物を攝取すれば其新陳代謝の爲めに、特に多くのグイタミンAを補給しなければならぬ。但しグイタミンAが、食物中に含まれて居なくとも或程度迄動物が成長し得るの事は、グイタミンAは動物體に吸収されて體脂に溶け、或期間は貯藏されるからである。	人間は幾何量のグイタミンCを攝取すれば可いかに全然不明であるが一日に〇〇一瓦内外もあれば十分と考へられる。實際夫れだけのグイタミンAを食物中に攝るにば、最も夫れに富んで居るバターを以てする約
-----	----	----	----	---	------	-------	-------	------	---	-----	---------	-------	-------	-----	-----	--------------------	-------	------	----	----	-----	----	----	-----	-------	----	----	----	----	------------	------------	---------------------------------	---	--	--	--	---

一匙に近い量を要し、他の野菜などでは更に多量を用ひないと、夫れだけの量は得られない。

吾々日本人は勿論發育中の小兒のある家庭では、常に注意して肝油又はグイタミンAの製品を用ひ、之を食事中に補つて行く事は成長及び保健上必要な事である。而して過剰に攝つたグイタミンは體内に貯へられ必要に應じて用ひられ、或は母乳中に多量に含まれるやうな結果になるのである。

食物としてグイタミンAの攝取量が不足を來すやうな事があれば、暫時の後成長が停止する許りでなく、病原菌に對する感受性が増して來るものである。これは最顯著に特徴のある眼病即ち乾性眼炎又は膜狀化病として知られて居る疾病を惹起する。

グイタミンAの缺乏は單に上述の眼病の因を爲す許りでなく、亦一般に腎結石尙瘻及び結核病として知られる各種の疾患を惹起するのは廣く認められるやうになつて來たのである。グイタミンCの性質に就いては判然とした所に影い。併し酸素の熱アルカリに對してABよりも遙に鋭敏である。五

十度以上の熱は之を破壊するものとなつて居るが、之と其時間が重大な關係がある。試験の結果、普通牛乳の殺菌に要する時間と温度は牛乳を數分間煮沸するよりも遙に悪影響を與へ又、蜜柑汁はかなり高温に保つても其効力を失はないのは酸性ある爲めである。

リスター研究所に於てキヤベツ中の此グイタミンの性状に就き多くの實驗を行つた先づ最初にキヤベツのモルモットの壞血病を防止するに必要な量を測定し、其一、五瓦以下〇、五瓦以上で効能ある事を見出し次に之を一時間六十度で熱した所其効力は五瓦で現れ、更に七十度、八十度、九十五瓦では最早全然効力が無い事を見出した其試験成績に依りキヤベツを八十度乃至百度に一時間も熱すれば、此抗壞血性効力の九〇%は消失し、又六十度で一時間、九十五乃至百度に二十分保てば約八〇%は破壊されると云つて居る。

此のグイタミンを加熱するに比較的低温の場合よりも百度内外の温度に於て一層鋭敏であるから、調理に際しては此點に注意しなければならぬ(未完)(中外産業調査會報告書より)。

### △糧食の炊方

芥川司法省衛生官談

糧食の炊方就立に就ては保健上常に注意を怠つてはならぬ問題であることは云ふまでもないが主食物の米麥の炊方に就ても注意を以て煮出汁をこぼさぬやうにすることである。煮流で煮沸する所にあつては、それを用ゆる桶の底にある孔から煮汁が出て居ても氣づかずして捨て易い傾きがある、桶の上部に吹きこして流れ出る汁は何人でも氣が付くも底の孔から桶底に出る分は氣付かない、折角の新營養素を捨てるやうのことかあつては保健上に不買の影響を及ぼす虞れがある注意しなければならぬ一つである。

### △日本人の要求する

### 基礎「カロリー」

### ◇營養研究所の實驗

榮養研究所では、二日午後一時から第九回研究講演會を開いた、日本人の要求する基礎カローリイ實驗の有益な報告があると請堂は早くも満員となつた、高比良技師の基礎カローリイの研究發表に就ては警視廳の巡查、社會局の労働者、市學務課の教員、電氣局の車掌運轉手、研究所出入の商人等男七十三名、女四十三名に交渉して實驗を頼み米國と日本とに唯五室あると云ふ優秀な機械ベネアット、レスヒレーション、アマラダスを使用して、先づ實驗人物を前夜研究所に一泊させ所定の夕飯を御馳走し、沐浴と安眠とな興へ、翌朝七時から九時頃まで二時間づつ機械の上に乗せて實驗した結果、男は三七、三〇カローリの要求量、女は三三、八八と云ふ。數字が現はれて、女子は男子より九パーセント低い事が判明した、男子側では労働者の三九、四八を第一とし巡査の三八、八八が之に次ぎ、教員の三六、一七が一番少く女子では女教員、労働者と云ふ順序で、平均二三、五七を示した、

### △民法改正の主眼 民風美俗の上から考慮

司法省に於ける民法改正事業は目下法制審議會で審査を急いで居るが現行民法は所謂獨逸法系に屬し殊に第一編總則第二編物權第三編債權の如き特に權利のみを主として編制したるもので道徳は全く法律の範圍外に放棄したるが如き遺憾の點影からざるを以て法制審議會に於ては嘗て政府より現行民法は我國の民風美俗の上より改正を要すと認むとの諮問を基礎として改正の綱領を定めんとし如何なる主義を取るべきかに付き審議中であるが大體に於ては權利は義務を伴ふものであるとの瑞西の民法と實際に立脚した英國法とを参照し而して古來からの我國の民風美俗の上からも考慮して改正する方針である。

### △少年審判所の取扱 つた不良少女

本年一月一日より實施された少年法に基き東京大阪兩少年審判所で開設以來三月未までの三ヶ月間に取扱つた不良少女總人員は千九百十一人といふ多數に達した。

三ヶ月間實に千九百人

其内男子七百五十五人、女百五十六人で訓戒處分をなしたるもの男廿八人、女四人  
 ▲改後の誓約をなしたるもの男二十四人、女三人、條件を附し保護者に引渡したるもの男四十六人、女五人 ▲保護團體又は適當なものに委託したるもの男二十六人、女六人 ▲少年保護士の監視に附したるもの男四合して四十八人 ▲感化院へ送致その他保護處分を執つたものは合計二百五十七人 ▲悪性で検事局に送つたものは唯一人  
 ▲この外審判を開始する必要のないものと認められたるもの合計千九百九十二人 ▲未済のもの男五百九人、女四十九人、合計五百五十八人は目下審判所で取調中である之を要するに事業開始の準備時代において

而も僅々三箇月間で斯く多數の事件を取扱ふことが出来百五十八人の未済事件あるといふ事は今後努力を要する次第であるが一方新事件も續出する傾向があるから今回更に少年法の大目的を達成するため少年保護事業協會を新に設立して衆智を蒐め既成の不肖少女を撲滅し如何にかして將來は不肖少女を未發に防止すべきかを研究する方法を樹てたが政府の調査に依る全國の不肖少女の犯罪者は約五萬の多數で犯罪をなす虞あるものは約二十五萬に達するのであるからこの大問題の解決に就ては宮城保護課長は頗る關心し居らる。

### △新緑の頃は病的感傷性に傾き易い

婦人心理の病的方面としてわれわれが特に注意すべきことは、婦人の感傷性といふことである。一體に婦人の性格のおちいりやすい病的方面としては、男子に比してその感傷の刺戟性が亢進してなつて、些細な事柄に對しても非常に激しい感情を發しや

すい。ことに憤怒とか悲哀とかの消極的の情緒において一層はなほだしいもので、その發することも突如であると共に、その消散することもまたすみやかであり、その情もまた深刻ではない。時には刺戟があつてもすぐには反應しないで時を経て後感情の動くこともあるし、またその情緒の反應が刺戟に應じないで過度の反應をしたり、或ひはまた悲むべきことがあつても平然としてゐるやうなこともある。ことに春先の時候の變り目のころとか四五月の木の芽時から初夏へかけては氣候の影響と自然の神経緊張力のリズムの變化とにより著るしい原因なくして婦人の性格が病的感傷性にかたむいてくることがある。すると些細な原因から感傷的に煩悶をしたり、甘いことでもいはれるとすぐ誘惑にのせられたり、すこし失望するやうなこともあつて、或は自己や家を出したるやうなこともあつて、或は時期におほい種々な感傷性の出来ごととは男子人においてもその傾向はみられるが、特に婦人においてはその特有な病的感傷性のため

る。そしてこれが昂るといへばゆるホステリーの症状を發するのであつて精神的の原因に對して非常に感じやすいといふことが一面において婦人に特有な優美な性情を作つてゐるのではあるが一度そのコントロールをはげるとそれがその性格の破壊を來たすやうなおそろしい結果を來たすのである。すべての婦人がみなさうであるといふのではないが、平常神経質なまた心配性、苦勞な氣の小さい人たちはその神経作用の動搖しやすいこのごろの時期においては、ことさらに外界からの精神的な刺戟に警戒しない、往々にして不慮の犯罪やばはなはだしい失態を生じてその名譽を失ふことが少ないのである。月経時においても精神の感傷性を起こしやす傾向をもつ神經質の婦人はことごとこのごろの時期においてその家庭の事情や誘惑などに對して警戒をゆるがせにしてはならない。(東京日々)



叙任

叙任

依願免本官 看守長 櫻 徳二(大阪)  
 同 井闕 齡生(三重)  
 補三重刑務所四日市支所長  
 判事 佐藤 乙二  
 任典獄叙高等官四等四級俸下賜  
 補名古屋刑務所長兼名古屋少年  
 刑務所長  
 同 江藤 惣六  
 任典獄叙高等官五等四級俸下賜  
 補大分刑務所長  
 看守長 白崎 多藏(横濱)  
 任會計検査院書記給五級俸  
 同 戸田喜太郎(菓嶋)  
 給四級俸補松本支所長  
 同 谷田傳次郎(廣島)  
 命走刑務所勤務 藤井 默乘(小倉)  
 命鹿児島刑務所勤務 同 重松 根雪(福井)  
 命浦和刑務所勤務 同 加藤 慧海(甲府)  
 命大阪刑務所勤務 看守長 三輪 真保(金澤)  
 命富山刑務所勤務 同 長嶺梅治郎(高田)  
 命新潟刑務所勤務 典獄 椎名 通藏(水戸)  
 補横濱刑務所長 同 奥田 峻(水戸)  
 補水戸刑務所長

看守 海野 久作(長野)  
 任看守長給月俸五十三圓  
 命廣島刑務所勤務 教諭師 光弘 祐言(名古屋)  
 命金澤刑務所勤務 同 織田 信行(奈良)  
 命廣島刑務所勤務 同 安藤 義導(金澤)  
 命山形刑務所勤務 同 神谷 龍海(盛岡)  
 命宮城刑務所勤務 同 中澤 英雄(札幌)  
 命熊本刑務所勤務 同 本田八重丸(旭川)  
 命樺太刑務所勤務 同 高橋 久丸(熊本)  
 命富山刑務所勤務 同 藤居 大威(網走)  
 命秋田刑務所勤務 同 横山 哲雄(宮城)  
 命長崎刑務所勤務 同 牧山 祐(鹿児島)  
 命佐賀刑務所勤務 同 命福井刑務所勤務 齋藤 隆法(新潟)  
 同 命福岡刑務所勤務 生三 俊隆(佐賀)  
 同 命福岡刑務所勤務 湯口 温雅(十勝)  
 同 命福島刑務所勤務 今井 豊雅(岐阜)  
 同 命岡山刑務所勤務 増子 賢慧(山形)  
 同 命名古屋刑務所勤務 原卓一(福島)  
 同 命札幌刑務所勤務 橋典(仁浦和)  
 同 命甲府刑務所勤務 林淨(四水戸)  
 同 命和歌山刑務所勤務 黒瀬 知圓(大分)  
 同 命小倉刑務所勤務 赤沼 實之(秋田)  
 命函館刑務所勤務 同 井上 謙敬(青森)  
 命盛岡刑務所勤務 同 藤井 智雄(函館)

勅令・通牒

司法大臣官房保護課 第一二九號

大正十二年四月二十六日 司法大臣官房保護課長

叙任

刑務所長 刑務事務ノ處理方ニ關スル件通牒  
 保護團體ノ指導監督並ニ提出書類ノ送達方ニ就テハ大正九年三月司法省令第四號  
 免囚保護事業獎勵費取扱規程及同年三月一日監甲第一〇一號監獄局長通牒ニ依據スルコトト相成居候處甚シク進達ヲ遲延シ若ハ書類ノ調査粗略ニ流シ殊ニ總括ト内容トノ不符合、不備又ハ内容調査ノ要アル事項ノ看過等不詳中ニハ全然所長ニ於テ調査セス其儘進達セリト認ムベキモノスラ有之加之所長ノ意見報告亦往々形式空粗ニ失シ當該保護團體ノ真相ヲ探究スルニ付何等參考トナラサルモノアリ如此ハ照復ニ煩瑣ト時間ヲ浪費シ審査ヲ遲延セシムルノミナラス現行制度ニテハ主トシテ書面審査ニ據ラサル(カラサル關係上送ニハ審査ノ正誤ヲモ失セシムルコトナキヲ保シ難キ次第第二候ハハ萬ト右事情ヲ考慮シ處理意見並ニ報告ノ敏捷正確ト指導監督ノ周密トヲ期シ斯業ノ向上ニ資セラルル權致度候

勅令第二百一號(大正十二年五月四日)  
 朝鮮總督府監獄官制中左ノ通改正ス  
 第三條中「十五人」ヲ「十三人」ニ、「百四十三人」ヲ「百三十三人」ニ改ム  
 第四條 監獄ノ長ハ典獄又ハ典獄補ヲ以テ之ニ充ン  
 監獄ノ長ハ朝鮮總督及覆審法院檢察長ノ指揮監督ヲ承ケ監獄ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス  
 第四條ノ二 典獄補ハ監獄又ハ分監ノ長タル者ヲ除クノ外上官ノ命ヲ承ケ監獄ノ事務ヲ掌ル  
 第五條 看守長ハ分監ノ長タル者ヲ除クノ外上官ノ指揮ヲ承ケ監獄ノ事務ニ從事ス  
 第七條第一項中「監獄警」ヲ「保健技師、保健技手」ニ、同條第二項中「監獄警及」ヲ「保健技師ハ委任官ノ待遇トシ」ニ、教師ヲ「保健技手、教師」ニ改ム  
 第八條中「分監長」ヲ「分監ノ長」ニ、「典獄」ヲ「監獄ノ長」ニ改ム  
 第九條中「典獄」ヲ「監獄ノ長」ニ、「分監長」ヲ「分監ノ長」ニ改ム

附則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令通牒

本令施行ノ際現ニ朝鮮總督府監獄ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレタルトキハ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ハ保健技師ニ、列任官ノ待遇ヲ受クル者ハ保健技師ニ同伴給ヲ以テ任セラレタルモノトス

〔參照〕 明治四十二年十月十八日公布勅令第二百四十三號朝鮮總督府監獄官制抄録

第三條 監獄ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク  
典獄 專任 十五人 奏任  
典獄補 專任 八人 奏任

看守長 專任 百四十三人 判任  
技師 專任 百四十三人 判任  
通譯生

第四條 典獄ハ朝鮮總督及覆審法院檢察長ノ指揮監督ヲ承ケ監獄ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第四條ノ二 典獄補ハ典獄ノ指揮ヲ承ケ監獄ノ事務ヲ掌理シ又ハ分監ノ長トナル

第五條 看守長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ監獄ノ事務ニ從事シ看守及女監取締ヲ指揮監督ス

第七條 監獄ニハ第三條ニ掲ケタル職員ノ

外監獄醫教諭師教師藥劑師看守及女監取締ヲ置ク其ノ定員、職務及懲戒ニ關スル規程ハ朝鮮總督之ヲ定ム  
監獄醫及教師ハ奏任官又ハ列任官ノ待遇トシ教師、藥劑師、看守及女監取締ハ列任官ノ待遇トス  
第八條第二項及第三項  
分監長ハ典獄補又ハ看守長ヲ以テ之ニ充ツ  
分監長ハ典獄ノ指揮監督ヲ承ケ分監ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス  
第九條 典獄事故アルトキハ典獄補又ハ上席ノ看守長其ノ職務ヲ代理シ分監長事故アルトキハ上席ノ看守長又ハ看守其ノ職務ヲ代理ス

○勅令第二百五號(大正十二年五月四日)  
高等官官等俸給令中左ノ通改正ス  
第十五條中「朝鮮總督府典獄」ヲ「朝鮮總督府典獄(京城、西大門、平壤、大邱)監獄ノ長タル者ヲ除ク」ニ改ム、  
別表第一表朝鮮總督府ノ部中檢事ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

○勅令第二百八號(大正十二年五月四日)  
朝鮮總督府監獄官史ノ功勞記章ニ付テハ大正十一年勅令第四百四十號ヲ準用ス但シ同令中司法大臣ノ職務ハ朝鮮總督之ヲ行フ

○勅令第二百十號(大正十二年五月五日)  
海軍監獄令中左ノ通改正ス  
第五條及第六十條中東京軍法會議ニテ「海軍軍法會議」ニ改ム

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕 明治四十一年九月二十六日公布勅令第二百三十五號海軍監獄令抄録  
第五條第一項  
海軍艦隊、東京軍法會議、陸軍憲兵隊又ハ警察官署ノ留置場ハ之ヲ海軍監獄ニ代用スルコトヲ得  
第六十條第一項及第二項  
勞役場ハ之ヲ海軍監獄ニ附設ス  
海軍艦隊東京軍法會議陸軍憲兵隊ノ留

○勅令第二百六號(大正十二年五月四日)  
大正八年勅令第二十三號中左ノ通改正ス  
「監獄醫」ヲ「保健技師保健技師」ニ改ム  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第二百十四號(大正十二年五月五日)  
大正十一年法律第五十三號裁判所構成法第十六條、第二十七條、第三十七條及第五十條中改正ニ關スル規定ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第二百七號(大正十二年五月四日)  
奏任及列任待遇朝鮮總督府監獄職員給與令中左ノ通改正ス  
第三條及第四條ヲ削ル

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕 明治四十二年十月十八日公布勅令第二百五十一號奏任及列任待遇朝鮮總督府監獄職員給與令抄録  
第三條 朝鮮總督府看守及朝鮮總督府女監取締ニハ一月十圓以内ノ宿料ヲ給スルコトヲ得  
第四條 朝鮮人タル官吏待遇朝鮮總督府監獄職員ノ給與ニ關スル規定ハ朝鮮總督之

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕 明治四十一年九月二十六日公布勅令第二百三十五號海軍監獄令抄録  
第五條第一項  
海軍艦隊、東京軍法會議、陸軍憲兵隊又ハ警察官署ノ留置場ハ之ヲ海軍監獄ニ代用スルコトヲ得  
第六十條第一項及第二項  
勞役場ハ之ヲ海軍監獄ニ附設ス  
海軍艦隊東京軍法會議陸軍憲兵隊ノ留

○勅令第二百七號(大正十二年五月四日)  
大正八年勅令第二十三號中左ノ通改正ス  
「監獄醫」ヲ「保健技師保健技師」ニ改ム  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第二百十四號(大正十二年五月五日)  
大正十一年法律第五十三號裁判所構成法第十六條、第二十七條、第三十七條及第五十條中改正ニ關スル規定ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第二百七號(大正十二年五月四日)  
奏任及列任待遇朝鮮總督府監獄職員給與令中左ノ通改正ス  
第三條及第四條ヲ削ル  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

典獄	同
京城西大門	同
大邱	同
監上	同
長タル者	同
上	同
上	同

別表第五表中「朝鮮總督府府尹」  
京城府尹タルモノノ

朝鮮總督府府尹	京城府尹タルモノ
朝鮮總督府典獄	京城府尹タルモノ
京城、西大門、平壤、大邱ノ監獄ノ長タルモノ	京城府尹タルモノ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕 明治四十一年九月二十六日公布勅令第二百三十五號海軍監獄令抄録  
第五條第一項  
海軍艦隊、東京軍法會議、陸軍憲兵隊又ハ警察官署ノ留置場ハ之ヲ海軍監獄ニ代用スルコトヲ得  
第六十條第一項及第二項  
勞役場ハ之ヲ海軍監獄ニ附設ス  
海軍艦隊東京軍法會議陸軍憲兵隊ノ留

○勅令第二百七號(大正十二年五月四日)  
奏任及列任待遇朝鮮總督府監獄職員給與令中左ノ通改正ス  
第三條及第四條ヲ削ル  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第二百十四號(大正十二年五月五日)  
大正十一年法律第五十三號裁判所構成法第十六條、第二十七條、第三十七條及第五十條中改正ニ關スル規定ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第二百七號(大正十二年五月四日)  
奏任及列任待遇朝鮮總督府監獄職員給與令中左ノ通改正ス  
第三條及第四條ヲ削ル  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕 明治四十一年九月二十六日公布勅令第二百三十五號海軍監獄令抄録  
第五條第一項  
海軍艦隊、東京軍法會議、陸軍憲兵隊又ハ警察官署ノ留置場ハ之ヲ海軍監獄ニ代用スルコトヲ得  
第六十條第一項及第二項  
勞役場ハ之ヲ海軍監獄ニ附設ス  
海軍艦隊東京軍法會議陸軍憲兵隊ノ留

○勅令第二百七號(大正十二年五月四日)  
奏任及列任待遇朝鮮總督府監獄職員給與令中左ノ通改正ス  
第三條及第四條ヲ削ル  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第二百十四號(大正十二年五月五日)  
大正十一年法律第五十三號裁判所構成法第十六條、第二十七條、第三十七條及第五十條中改正ニ關スル規定ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第二百七號(大正十二年五月四日)  
奏任及列任待遇朝鮮總督府監獄職員給與令中左ノ通改正ス  
第三條及第四條ヲ削ル  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕 明治四十一年九月二十六日公布勅令第二百三十五號海軍監獄令抄録  
第五條第一項  
海軍艦隊、東京軍法會議、陸軍憲兵隊又ハ警察官署ノ留置場ハ之ヲ海軍監獄ニ代用スルコトヲ得  
第六十條第一項及第二項  
勞役場ハ之ヲ海軍監獄ニ附設ス  
海軍艦隊東京軍法會議陸軍憲兵隊ノ留

○勅令第二百七號(大正十二年五月四日)  
奏任及列任待遇朝鮮總督府監獄職員給與令中左ノ通改正ス  
第三條及第四條ヲ削ル  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第二百十四號(大正十二年五月五日)  
大正十一年法律第五十三號裁判所構成法第十六條、第二十七條、第三十七條及第五十條中改正ニ關スル規定ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第二百七號(大正十二年五月四日)  
奏任及列任待遇朝鮮總督府監獄職員給與令中左ノ通改正ス  
第三條及第四條ヲ削ル  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕 明治四十一年九月二十六日公布勅令第二百三十五號海軍監獄令抄録  
第五條第一項  
海軍艦隊、東京軍法會議、陸軍憲兵隊又ハ警察官署ノ留置場ハ之ヲ海軍監獄ニ代用スルコトヲ得  
第六十條第一項及第二項  
勞役場ハ之ヲ海軍監獄ニ附設ス  
海軍艦隊東京軍法會議陸軍憲兵隊ノ留

勅令通牒

本令施行ノ際現ニ朝鮮總督府監獄ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレタルトキハ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ハ保健技師ニ、列任官ノ待遇ヲ受クル者ハ保健技師ニ同伴給ヲ以テ任セラレタルモノトス

○勅令第二百七號(大正十二年五月四日)  
奏任及列任待遇朝鮮總督府監獄職員給與令中左ノ通改正ス  
第三條及第四條ヲ削ル  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第二百七號(大正十二年五月四日)  
奏任及列任待遇朝鮮總督府監獄職員給與令中左ノ通改正ス  
第三條及第四條ヲ削ル  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



タル抗告  
第五十條第一號ヲ左ノ如ク改ム  
第一 終審トシテ

(イ) 上告

(ロ) 地方裁判所ノ第二審トシテ爲  
シタル決定及命令並ニ控訴院  
ノ決定及命令ニ對スル法律ニ  
定メタル抗告

(ハ) 地方裁判所又ハ區裁判所ノ爲  
シタル上告棄却ノ決定ニ對ス  
ル抗告

◎勅令第二百十五號、大正十二年五月五日  
大正十一年法律第七十五號刑事訴訟法ハ大  
正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎勅令第二百十六號(大正十二年五月五日)  
大正十一年法律第七十五號刑事訴訟法ハ之  
ヲ準女ニ施行ス

附 則  
本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
◎勅令第二百十九號(大正十二年五月八日)  
監獄官制中ノ通改正ス  
別表中長崎刑務所ノ項「諫早村」ヲ諫早町ニ

附 則  
改本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 彙 報

#### △少年保護協會設置

不良少年少女の増加は近ごろになつて著  
しく社會の注意をひいてゐるが試みに昨年  
中の不良少年の數を擧げて見ると東京だけ  
でも犯罪少年は六千五百七十一名犯罪のお  
それある少年がその五倍と見ても、三萬二  
千三百五十五名大阪に於ける犯罪少年は五  
千五百七十一名犯罪のおそれある少年が二  
萬七千八百五十五人これを全國的に見ると  
十三萬六千三百六十二人にもなる若し社會  
がこれらの不良少年少女を保護しないで居  
たら如何なる結果になるであらうか、司法  
省では本年一月一日から東京大阪に少年審  
判所を開き彼れ等を保護指導するの處置を  
採つて居るがまだ、社會の共同にまたれ

### 會 報

#### △教化用活動寫眞巡

##### 回映寫日割

左記の日割によりて第二回目的の刑務所巡  
回映寫をなす、  
四月七日(横浜)、八日(浦和)、十日(甲府)  
十一日(長野)、十二日(前橋)、十三日(水  
戸)、十四日(千葉)、(十五日、川越)、  
五月二日(静岡)、三日(名古屋)、少年刑務所

ばならぬとし、十四日午後四時東京におけ  
る少年保護の實務家及び研究家が司法省構  
内輔成會に集まつて少年法實施の効果を實  
施する爲め少年保護會を設立すべくその發  
會式を擧げた。まづ宮城保護課長は發起人  
として一場の挨拶を述べ次いで議事に入り  
會則を議了し終つて日比谷公園松本樓に於  
て輔成會主催の晚宴會を催し席上宮城輔成  
會理事より一場の希望あり辭會した。

#### △教化用書籍審査の 現狀

教化用書籍審査部が設けられて以來幹事  
より申告に係る書籍を委員の手に於て嚴密  
なる審査を遂げられ既に審査済みとなつた  
有益なる書籍は今日までに三十餘種、尙ほ  
審査中のものは數十種に及べり、違からず  
書目概評其他を刑務所へ通知すべき旨

#### △「日本指紋法」の出版

指紋法が我國の刑事界に用ひられる様  
になつてから、その効果の大なることを認  
められ、現に大いに犯罪捜査の上に應用さ  
れてゐるが、その實際は複雑多岐であつて  
統一上種々の困難を生じてゐた。そこで司  
法省は指紋部に命じて多年の研究調査の結  
果全國に模範標準となるべき理論と典型と

を定め一本となしこれを公刊することに  
なつた。で現在印刷中であるから五月末には  
製本出來の見込である。

#### △書記退職

大正十年十二月以來就職の本會兼輔成會  
書記岡本俊道氏は家事上の都合に依り先月  
退職せり。

#### △贈與金

改正本會々則第八條第三號により河合庫  
丸氏外九名に對し五十二圓以下二十一圓以  
上、同第四號により桑原清吉氏外二名に對  
て十五圓以下十圓以上、又同第五號により  
池田梅吉氏外百十四名に對し十五圓以下五  
圓以上の金員を夫れ夫れ贈與す。





日本大學機關雜誌

# 日本法政新誌

第十二卷 第五號

—(第二十六號)—

## 論說

刑事訴訟法上一部の上訴に就て……………法學士 矢追 秀作

同盟罷業論……………法學士 安井 英二

破産法と相續……………法學士 中川善之助

社會政策より施療制度考……………法學士 早田 正雄

多數當事者の債權に就て(四)……………法學博士 横田 秀雄

國民道德の本質としての祖先崇敬(二)……………文學博士 補永 茂助

支那の美術を現代的に理解せんには(二)……………文學士 後藤朝太郎

歐洲文藝思潮の起源(二)……………文學士 太宮健太郎

ルソーの國家及法律論の基調(二)……………法學士 船田 享二

ラツサアル研究(二)………………………… 淺野 研眞

## 寄書

イルバート著英國議會政治………………………… 小山基一譯

海外近況(○埃及古王墳墓の發掘○新元素發見漫錄○國民的見識の必要……吐雲山人

雜纂 日本大學記事其他

日本大學內

日本法政學會發行

(定價一冊金壹圓郵稅金貳錢)